

第二十六回
国会

参議院社会労働委員会會議録第二十五号

昭和三十三年四月二十三日(火曜日)午
前十時三十一分開会

委員の異動

四月二十二日委員小瀬彬君辭任につ
き、その補欠として西岡ハル君を議長
において指名した。

本日委員坂本昭君及び久保等君辭任に
つき、その補欠として高田なほ子君及
び藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 神原 亨君
高野 一夫君
山本 経勝君
早川 慎一君

委員

勝保 稔君
草葉 隆圓君
谷口弥三郎君
寺本 廣作君
西岡 ハル君
片岡 文重君
久保 等君
高田なほ子君
藤田藤太郎君
藤原 道子君
山下 義信君

政府委員

厚生政務次官 中垣 國男君
厚生省公衆 山口 正義君
衛生局長

参考人

評論家 阿部眞之助君
東京旅館組合 小林 毅君
連合会会長

上野旅館従業員 酒井 義雄君
組合執行委員 鳩森小学校長 吉川 芳次君
虎春対策国民 本多シズエ君
協議会会長 策委員長

日本経済新 神田 道徳君
聞説委員 東京都カフ エー料理組合 鈴木 明君
連合会会長

本日の會議に付した案件
○旅館業法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(千葉信君) それではただいま
から社会労働委員会を開会いたしま
す。

委員の異動を報告いたします。四月
二十二日付をもって、小瀬彬君が辭任
し、その補欠として、西岡ハル君が選
任されました。次いで、四月二十三日
付をもって、坂本昭君が辭任され、そ
の後任として、高田なほ子君が選任さ
れました。

○委員長(千葉信君) 旅館業法の一部
を改正する法律案を議題といたしま
す。本日は、本案審査上の参考に資す
るため、参考人各位の御出席をお願い
いたしました。各界の貴重な御意見を
を拝聴いたすこととなっております。

この際、一言ごあいさつを申し上げ
ます。参考人の各位には、お忙しいと
ころ御出席をいただきまして、まことに
ありがとうございます。これから
それぞれのお立場から御意見を拝聴い
たしたいと存するのでありますが、時

間の関係もございまして、お一人二
十分程度で御意見を御発表願いたいと
存する次第でございます。短時間でご
ざいますので、意を尽すことが困難
かと存せられる次第でございますが、
一つよろしく御意見の御発表につい
て、御配慮をお願いしたいと思つた第
二でございます。また、関連事項等につ
いての御意見がございましたならば、
あわせて御発表をお願いいたします。

次に、委員の方にお諮りいたしま
す。議事の都合上、午前中予定いたし
ました三人の参考人の御意見発表が済
みましてから御質疑をお願いしたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認
めます。

それでは、参考人の方々から御意見
の御発表をお願いいたします。まず最
初、評論家阿部眞之助君にお願いいた
します。

○参考人(阿部眞之助君) 私は、旅館

業というよりなことは何も知識がな
いもので、多分最近問題になった、何と
言いますか、温泉旅館に關連してこう
いうふうな問題が出てきたことだろう
と思ふ。お配りになったこの「改正要
点」というものを拝見しますと、幾つ
かの要項があるようですが、私は、一
番問題になるのは、第一の「善良の風
俗が害されること」が第一に必要なの
と。この「善良の風俗が害されること」
という項目が第一に重要な点
だろうと考へておる。第一、この「善

良の風俗が害されること」が第一に
という、この善良の風俗というものは
一体どういふことだろうというこ
は、これははなはだばくとしてどうも
わからない。人によつてまあいまい
お考えはあることだろうと思ふが、人
によつて主観的に定められるというこ
とで取り締らうというところは、一体非
常に危険があるんじゃないかと、こう
思ふんです。多分、この場合において
は、警察官の取締りということになつ
て、警察官の認定によつてあるいはこ
の善良な風俗が害されるか害されない
かというのをきめられるだろうと思
ふ。つまり、言へば、警察官の良識に
われわれが信頼しなきゃならぬとい
うことなのですが、現在の警察官は、私
は皆悪いとは言いませんが、安心して
警察官の認定によつて取締りを受ける
というところはできるかどうかという点
なんです。自然、この法律が行われる
ようになれば、旅館に対してかつて
あったような臨検というやうなことが
行われるようになりはしないか。これ
は、われわれが關係しておる文筆の方
から言つて、ちやうど検閲というもの
に當ることだろうと思ふ。何か旅館の
中に風俗を害するやうなことはないか
という、そういう予見のもとに臨検が
行われるというやうなことがあると、
善良な宿泊者は安心して旅館に泊るこ
とはできないということになりはしな
いか。同時に、これは、ひどい人権
じゅうりんというやうな事実が起る可
能性が十分ある。一体、男女が旅館に

宿泊するというのが善良な風俗を害
することであるかどうか。場合による
と、夫婦でも、どうも家の都合で旅館
に宿泊しなきゃならぬやうなことがあ
る。そういうものが善良な風俗を害す
るという、そういう認定のもとにしば
しば臨検を受けるということになつた
ならば、現在のいわゆる民主主義の自
由、人権というやうな原則というもの
は全く破壊されてしまふおそれが多分
にある。だから、一体善良の風俗とい
うことは、むろんわれわれは言葉自体
に対して反対する理由は一つもないの
ですが、一体これは具体的に何をさ
していることかといふことがはつきり
してないといふこと、これは人権じゅう
りんといふことになるおそれが多分
にあるように私は考へられる。かつ
ての検閲制度あるいは臨検というやう
なことも、そういうりっぱな目的、
りっぱな名目によつて人権じゅうりん
が行われてきた。今度といふことも、旅
館業の取締りに風俗取締りというもの
を導入した場合において、決して危険
が起きないといふことは私は言えない
ことだろうと思ふ。もしも、善良な社
会の秩序を守り、風紀を守るという、そ
ういふ必要があるというのなら、こ
の立法に當つてもこういう危険がない
という、それだけの十分の法的措置を
講ぜらるべきものだろうと思ふので
すが、この法案をさつと拝見しますとい
うと、これらに対する用意といふもの
は少しも認められていないといふこと
なんです。ただもう警察官の良識にま

かして風俗の取締りをやる、それだけのことだと、ずいぶんこれは私たちが安心しておられない事態が起るだろうと思ふのであります。だからこの点に対しては十分私は御考慮を願いたいと思ふ。

多分こういうふうなずいぶんきびしい風俗立法であると思ふが、こういうきびしい立法が考え出されたのは、前に申し上げた娯楽事件というものが動機になったと思ふのであります。どうも学校の近所にあつた温泉旅館が並んでゐるというところは子供の教育上思ひやうくないという、そういうふうなことがどうも思ふ。いま一つは、同時にまた、こういうことが心配されてたことだろうと思ふのです。やがて売春法というものが実行され、そしてこれらの業者が転業する場合には、大部分旅館というふうな名目でもって、また、あの辺にたくさん店を開くようになる、こういうものを前もってそういうことができないように立法的措置を講じてやうな方がいゝんじやないか、こういうふうなお考えがこういう法律ができた動機だろうと、これは私の想像なんです、してゐるのです。かりに、これらの業者が旅館の名義において、結局は売春的なそういう場所を提供するといふことがあつたとしても、そこで家の中へ立ち入つて嚴重な措置を講ずるといふことが適當であるかどうかといふことも、これは一つの問題だろうと思ふ。そこまで売春行為といふものを徹底的に追い詰めてしまふと、これらの売春婦たちの行く場所はいくらも非常な險惡な状態になるだろう。つまり自分たちの安全を保護するためには、ギャングのようないつの組織を持つ、そういうものをうしろだて

にして、自分たちの営業というのを請負てありますが、業務を営まなければならぬといふ、そういう考えに陥つてくると、私どもは売春禁止といふあの法律そのものは認めざるを得ない。いやしくも国家があつて売春といふやうな恥すべき行為を公然と認めて、しかもその業者から税金を取り立てるといふやうなことは、私は固陋だろふと思ふから、それは国の道徳上どういふものは禁止すべきものだろう、国家が認めないという立場はとるべきだろうと思ふのです。しかしながら、売春という事実は、私をして言わしむれば、人間悪とでもいいますか、人間の本性から起つた一つの悪なので、これを法律でもってどんなに追及しよう、私は絶滅することができるといふものではないだらうと思ふ。そのためにかつて、古今東西と私はいつてもいいだらうと思ふのですが、この売春立法というものはかつて成功したためしがない、今後といへども私は売春立法というものが成功して、いつばな成果をあげるといふことは期待できないだらうと思ふ。ただ現在において売春法の主要なる問題点となるのは、売春婦を一つの奴隸的に雇ひ入れて搾取する、こういう業者があるといふことなんです、こういうものは私は絶対に絶滅すべきものであらうと思ふが、売春婦そのものの居場所を徹底的に追いまくつてしまふ、そしてそれらのうしろだて、再びギャングのやうな暴力団のやうなものに陰に隠れるやうなところに追い込んでしまふといふことはかえつて危険だと思ふ。それらも退治してしまへばいいじやないかといへばそれまでですが、現に暴力団、悪徳隊、悪徳隊とい

うやうなことを警察は精力をあげてやつてゐるけれども、事實はまあ私をして言わしむればほとんど効果がなない、あとからあとから暴力団といふものはびこつてゐる。それらを売春婦たちがうしろだてにするやうなことがなつたら、これは大へん重大な問題だらうと思ふ。この間パリから私の友人が歸つてきてましてあちらの様子を聞いたのですが、フランスでも売春立法ができて売春が禁じられ、公娼を認めないといふことになつてゐるやうですが、実際は従来とあまり變つていない、売春婦たちはやはり町に出てお客さんを誘つてゐる。それで旅館もしくは自分のアパートにお客さんを連れ込むといふやうな形は少しも變つていない、ただ業者を取り締まつてゐるといふことなんだそうですが、あまりどうも売春なんか、近ごろはさうな法とか何とかいって……水も漏らさないやうに、一人残らず売春婦をなくすといふやうな非常に潔癖な考え方が一部では行われてゐるやうですが、これは私は理屈をいへばさうあつて望ましいといふだけのことで、売春に關する人間悪に根ざす非常に根深いそういうものを、一時的にそういうことをしようと思ふとかえつてその反動が強い、かえつて逆効果になつてほかの害毒が起つてきやうと思ふので、あまり強い取締りといふやうな方法でこの問題を解決しようといふのはあまり短気な過ぎることだらうと思ふ。これと旅館業法とどういふ関連があるか知りませんが、そういう心持が今度の旅館業法改正に間接にもしくは直接に働いてゐるのじやないだらうかと思ふ。さうだとすると、こういう心持は改めなければならぬことだらうと思ふのです。

ついでに第二点なんです、学校の環境をよくするために百メートル云々といふことなんです、なるほどどうも学校の近所に怪しげな家があるといふことは教育上好ましくないといふことは當然な話ですが、一体これはこれまでの規則をこしらえて、もう旅館はきれいなものだといふことになれば、旅館そのものが学校のそばにあつて何が悪いのか。これはおそらく学校のそばにそういう淫売館があるといふことを予定しての問題だらうと思ふのです。さうなると、そのものと一般善良な純粋な旅館業を一緒にしてしまつて、旅館業は全部学校のそばに置いて、ずいぶんこれはおかしいことになるのは決してしまわしむもの、非教育的なものじやなくして、人間の社会には必要なものだらうと思ふ。それがなぜいふことなんだ、私はは理解できないけれども、多分これは淫売館といふものの存在を予定されての立法だらうと思ふ。また、教育的立場から考へてみても、一体学校の近所だけきれいなれば、自分の住んでゐる隣のうちに淫売館があつてもそれは教育的に一向差しかねないかどうかといふことも考えられなければならぬと思ふ。そういう淫売館なんといふものは一体どこにあつても悪いことだらう。それはだから事実淫売館といふやうなものでなくても、そういうふうな行為が行われてゐる場合はどこにあるはずで、これはどうも人間である限りやむを得ないことなんだ、あまり目立たない、そういうことでわれわれは当分しんぼり

しなければならぬ。さうなると、一体風紀の取締りなんかといふものを旅館に持ち込むことは適當であるかどうかはまだ考えなければならぬので、第二の施設の構造設備及び施設の利用方法の基準という程度で、風紀の取締りまで警察官が立ち入るといふことはよほどお考えになる必要があるんじやないか、かように私は考へてゐるのであります。

なお、お尋ねがありましたならば、私の考えを補足したいと思ひます。この程度で……

○委員長(千葉信君) 御苦労さんでした。委員長(千葉信君) それでは次に、東京旅館組合連合会会長小林毅君にお願いいたします。

○参考人(小林毅君) 本日は私も旅館業者のために、旅館業法の改正について、一部の業者の意見をお聞き下さることにつきまして、そういうやうな機会を手へていただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

いろいろ今度の改正案を拝見いたしまして、一応今の私どもの業態がいろいろな形を持つておられますときに、こういうやうな業法の改正をしていただくといふことは、ある程度業界を健全化するためにはやむを得ないのじやないかといふ点はよくわかりました、同時に、売春防止法が実施された際においては、當然ある程度の業法のそれに伴う改正が必要であるといふことは、私も平素考へておつたところでございますが、今度こういうやうな改正案を出していただきまして、大体お尋ねをいただいておりますこの改正案の方

うことを考えた場合には、部屋の数
やはりその中をとっていただいて、大
体五部屋くらいを基準として考えてい

ておりまして、非常に私どもは遺憾に
たえなく感じているところでございま
す。そういう関係がございますので、

けない、それから一方においては、泊めてはいけないというようなことをやたら嚴重にきめられてしまいますと、

から旅館業者として許可を与えていた
だかなければいいのでございまして、
こういうような場所的な制限を設けて

うことがございまして、料理屋さんが全部一応旅館に転向したことがございます。そのときに旅館に転向しまし

て、実際に料理屋さんはそれでは旅館をやったかと申しますと、大多數の転向した料理屋さんは、どちらかというところ、旅館の名において料理屋をやっておったという方が今日に残って参りまして、地方などに参りますと、相当の施設をした旅館は、大がかり料理業の現在形で残っておるわけでございます。それから温泉地の旅館におきましては御承知の通り、これはいろいろ兼ねたような形で存在しております。もちろん温泉地の旅館はこの都市旅館のいわゆる、いろいろな何と言いますか、用事のために旅行する方の宿泊施設とは違って、大休遊びのために温泉地に来る、観光地に来るといふことになりまして、旅館の営業の形態が当然いろいろな変化を、違った形をもつてくるというものは、これもある程度現在の社会においてはやむを得ないのではないかと考えておりますので、非常にこういふような旅館業者の営業実態というものがいろいろあるというところは、この業者を規制するところの旅館業法を定めることが、作ることが、いかにむずかしいかということになりますので、それらの点をお考えいただきまして、あまり現在の旅館業態の実態に、何と言いますか、そぐわないような規定にならないように、一つ風俗営業、もちろん旅館において悪い意味での風俗面においての利用方法をなくすような施設にしていだきたいというところを、作っていただくというところは、作っていただくというところにあまりに厳重に過ぎるというところの一つないようにより御考慮をいただきたいと思います。

私が申し上げることは以上でございますが、何なりまた、後ほどお尋ねがございましたら、お答え申し上げます。

○理事(山本経勝君) 御苦勞様でした。

○理事(山本経勝君) 次に酒井義雄君。

○参考人(酒井義雄君) 上野旅館従業員組合の執行委員であります。並びに全国旅館従業員組合連絡会議の議長をやっております酒井義雄でございます。私たちの立場から、この席で意見を述べさせていただくということになりましたことについて、全国の旅館従業員全員にかかりまして厚く御礼を申し上げます。

業法の一部を改正する法律案のこの御趣意に対しては大へんにけっこうなことだと思っておりますが、私たちの立場から一つ一つ簡単に意見を言わしていただきたいと思います。

この旅館業法というものが、まるで業そのものが世間のいわゆる善良なる風俗を非常に逸脱したものであるというふうなお考えがあることすれば、本質から違ふと思ひます。健全なる旅館営業は、学校の文庫の前にあつても決しておかしいものでない。また、全国の大多數の旅館はそういうふうな営業を日々やっておりますのでございます。あの特定の例があつたからといって、その特殊な例に基いて、善良なる旅館が不必要な規制を加えられるというふうなことがあつたとするならば大へんな問題だらけと考えます。

なお、この改正のいわゆる目的と言いますか、要するに、一般の大衆に氣

持よく旅館の施設を利用させるというふうなところに観点があらうというふうなところを、この法案全体をながめまして、外の形と言ひますか、旅館の施設であるとか、利用方法であるとかいふような点から、非常にいふゆる旅館そのものに規制を加えるというふうなお考えのようですが、この旅館を利用しているのは、いわゆる国民全般であるというふうな観点もお忘れなく、旅館のみを責めるというふうなことがあつては、多少ピンとがはずれるというふうに思ひます。

なお旅館には、これは女中にして、番頭にして、従業員はつきものでございまして、主人一人がいかにさか立ちしようとも、十数室、二十数室のお客の接待はできないのであります。従つて、この快適な旅客の宿泊をさせるというところについて、この法案が従業員の内容、あるいは実際の実態というふうな点について全然配慮がなされてないように思ひます。そういう点私たちとしては非常に不満でございます。

現在の私たちの労働条件というふうな観点から考えますならば、法の主目的とする快適な宿泊をさせるとか、あるいは一般旅客に対して十二分にサービスをするということにはほとんど遠いのであります。と申しますと、要するに、現在の労働基準法というものは、私たち従業員の現在の労働条件からいけば労働基準法は行方不明でございまして、こういう点を本質から改めなければ、私たちはいふゆる安定した生活、いふゆる生活の安定というものがあつて、ほんとうに明るい、真心込めたサービスというものは望めないというふうな考える次第でございます。

ざいします。たとえて申しますならば、いふゆる勤務する以上、一定の生活保障といたうものが当然あつてしかるべきだと考えますが、私たちの給与の突進は旅客からいただくチップであるとか、あるいはつけ出しの奉仕料だとかいふ、よる実上不安定な収入に依存をしておる現状でございます。まあ理解のある旅館主は固定給を支払つておるといふても、それは非常に申しわけ程度の微々たるものであつて、まあちよいとせいたくなく子供が一月間に使う小づかい程度のものしか固定給としてもらつておられぬのであります。なお、時間的関係に言ひましても、非常に旅館従業員の勤務は長時間でありまして、肉体的の疲勞といふものも大へんなものでございまして。あるいは休息設備、大体旅館の従業員はその店に寝泊りをしておりますけれども、その設備が非常によろしくないといふことも全国共通の現象です。

【理事山本経勝君退席、委員長着席】

いふゆる旅客を泊める部屋の方にばかり経営者は、旅館主は氣を取られて、従業員はいふゆる休息安眠といふふうな観点は抜けております。さらにまた、旅館の営業上必要な消耗品、たとえば石けんであるとか、タオルであるとかいふようなものがいふゆる女中の負担になつておる。不安定なチップの配分の中からこれらの費用を負担しなければならぬ、こういうふうな実態であります。さらにまた、旅客の宿泊料が貸し倒れになつたような場合、その負担を係の女中にさせるというふうな残酷な慣習が全国的にございまして、まあ今申し上げましたようなことがわれ

われの現実でありまして、こういうふうないわゆる現在の世間の労働常識と申しますか、常識的労働条件といふものからはるかに遠い、また、完全に置き忘れられた存在にある私たちの立場が全然考慮に入らずに、ただ単に部屋を、あるいは学校との距離的關係を、あるいはまた、施設の利用方法といふことのみにとらわれた業法改正といふものは、仏作つて魂入れずといふふうな結果になるのじやなからうか。なお、基準法において私たちが、いふゆる施行規則第二十七条で一時間の労働時間を余分に法律で定められてあります。私たちがなぜに八時間労働から一時間余分に働かされなきゃならぬのか、あるいは旅館業法という営業そのものから、その一時間の余分が必要ならば、他の条文においてそれを裏づけるだけの保障があつてしかるべきだと私たちは考えます。しかるに基準法にはその観点が何もありません。なお、健康保険に至つては基準法においてわれわれにそれだけの余分な労働を手えておきながら、課しておきながら健康保険の強制適用外にしているというふうな観点に至つては、これは諸先生方の真剣な御検討を私たち全従業員こそつてお願いする次第でございます。旅館業というものがそういう観点から時間的に世間と比べてやむを得ないならば得ないなりに、従業員の保護といふゆる生活の安定、あるいは健康の保持と、あらゆる点において施策をお願いしたい、こういうふうにか考へるわけでございます。そしてそういうふうな普通の条件に恵まれて初めて私たちが宿泊する旅客にいふゆる明るい真意をこめたサービスができる、それに

よって旅客が初めて快適な宿泊ができるというふうに考ふる次第でございます。

それからこの第二番目にあります施設の利用方法等の政令がわかりませんので、この内容によつては大へん問題も起るかと思ひます。たとへば風呂の使い方というふうなところにポイントが行つて、学校の窓からふろの中がのぞけたのでは何にもならないのであります。ですから、政令の定め方というものはいわゆる旅館業の実態に沿つてやつていただきたい。

それから7の三年間の経過規定は大へんけつこうでございますが、旅館業というものはほろもりのけつこうの営業ではございせん。確実な商売でしうけれども、いわゆる外交員の腕一つで百万の売り上げが三百万も五百万もできるというふうなものでございせん。あくまで部屋の数、畳数というものが営業の基準になります。ですからいかに優秀な設備を誇り、いかに教育された訓練された従業員を備えてみても、さらにまた、いかに恵まれた場所に旅館を営業してみても、やはり収益というものは、畳数と部屋数というものに本質的な何がありますので、この経過規定で、施設のいわゆる改善をしなければならぬとするならば、この点もいわゆる改善というものに御配慮がなければ、いわゆるささやかなる旅館の営業で細々と生活をしておる旅館主のいわゆるせがごへくるか、従業員のいわゆる経費と従業員に面して支払う金銭というふうなところにまずそのしわ寄せの一端がくる。現在の営業のあり方から見ればそれはさう感ぜざるを得ないのであります。ですから、こ

の施設の改善というふうなことがどの程度のものであるかはわかりませんが、経過規定というものを設けられるだけの御配慮があるならば、どうかこの裏づけというものを忘れのないようにお願ひしたい。

それから教育環境ということが大へん問題になっておりますが、これもいわゆる特定の地域における問題、それ自身の問題でございまして、全体の問題点というものは、これはいわゆる角をためて牛を殺すというふうなことがないように、なお、この教育環境というところにあげられてある観点からは多少難れるかもしれませんが、修学旅行とていふ修学旅行以外のものではなはずで、修学旅行も重大なる教育の一つです。この修学旅行の宿泊について、現在の実情からかんがみていわゆる小学生、中学生、高校生等の修学旅行の宿泊の実態を私たちの立場から見た場合に、これを規制する何ものもない。現在のままでもいいか、決してよくございせん。修学旅行がこのままあつていふ宿泊の状態に置かれていふことは、これはこの際、今からではもうすでにおそいからいひます。これに対する宿泊の規制というのは絶対に必要なことではない。ふとんの重荷をふすがはするようにな、物置に荷物をほうり込んだような宿泊をさせておいて、どうして学生が無理なスケジュールで一日を追ひ回されて、翌日の見学のためにいわゆるほとんど休養をとり、安眠ができなかつたか、みな寝ていられないので夜中の三時、四時に起きて騒いでいるじやありませんか。そうしてこの先生は何をしていふか、PTAの父兄は何をしてい

るか、自分らはいわゆる校長であるとか、PTAの会長の婦人であるとか、つき添ひであるとかいって学生と同じ値段で泊つておきながら、一室を要求して宿泊する。校長であるから一室、女であるから一室、そしてそのしわ寄せは結局生徒の方にやつてくる。そして子供はぎゅうぎゅう詰めで寝ておる。さらにまた、この衛生的面から言ひならば、子供を寝せる寝具に至つては貸しふとん屋から借りてくる、あるいはその店でその寝具を十分用意してある店もございまして、けれども、その寝具を一齐に日光消毒をしておるという所を私見たことがございまして、さらにはまた、敷布、まくらカバー、あらゆるこまかい点について、一年に二百万近い学生の修学旅行が何日も泊るその旅館の宿泊の実態について、そういうこまかい点まで配慮されなければ、この修学旅行の教育目的というものは十分に達せられないのじやなからうか、現在のままでは断じてならぬと思ひます。

それから風紀問題その他の例でございしますが、かりに、売春防止法の問題その他にからんで、売春のいわゆる場所提供の観点で警察が旅館主に必要な措置をするというふうなときに、係り女中なるがゆえに、同時に検査されて、五日間も留置されるというふうな事例がすでにご覧いただけます。従業員に何の責任がありますか。自分の与えられた主人に対する当然の勤めをしておる従業員が、いわゆるねらつた星が入つたからというふうなことで、経営者ともども検査されて五日間も留置場にぶち込まれる、こういうのが現在の実態なんです。だから規制を加えるのも

けつこう、あるいは取締りの方法を定められるのもけつこう。けれども、世の中はなかなか諸先生方がお考えになつてゐる通りには現実には動いていかないので。そういう点も十分御配慮いただいて、私たちがこういう情ない状態で働いておる方がならぬおかつ、そういう過酷な目にありたいことのないように一つよろしくお願ひしたいと思います。

それからさらに旅館の、いわゆる売春防止法が完全施行された後における旅館のそういうふうな横すべりといひますか、いわゆる旅館の実態が現在の吉原のわけのわからないような存在になるのじやないかというふうな観点も多分にあるようですが、まあ私に言わせば、家には家風がある通り、旅館にも、いかに小さな旅館にでも旅館の主人には主人の見識がございまして、また、その旅館主の見識に基いて全国の五万数千軒の旅館は長年にわたつて正常なる、純粋ないわゆる旅館営業をしてきておるのでございまして。今後不純なものが増えることは知りません。けれども、現在いわゆるまじめな営業をしておる旅館主がそういうふうな卑劣なる世間の心配の通りに、たとえば上野の旅館街に吉原が引越してしまつたというふうな事態は絶対に起らない。不心得な旅館主が、現在の法の盲点をくぐつてやつておるような事例も聞いてはおります。それはそれで例外でありまして、全体は絶対に違ひ。いわゆる旅館主には旅館主の見識がある。見識によつて一つの営業をしておる。また、女中には女中のプライドがあります。この女中の仕事というものはまじめな者、努力をしない者

にはとうてい動まらない仕事なんです。また、その旅客を扱うという旅館女中には旅館女中のいわゆる見識もございまして、そんなに皆さんが御心配になるほど悪いものじやないのです。そういう点もかねがねお考えの中につけ加えていただきまして、将来の心配のあまり、将来の無理な予想のあまり、現在のいわゆる善良なる旅館に不必要な規制を、不必要な必要以上の制限を加えるために警察の干渉を受ける、保健所の役人がのさばる、そして旅館主も泣く、従業員が泣くというふうな御配慮をお願いしたいと思ひます。

御質問がありましたら、あとでいかにようでもお答えさせていただきます。一応私の話をこれで終らさせていただきます。

○委員長(千葉信君) 御苦労さんでした。それではただいままで御意見を述べ御願ひしました参考人の方々に對して、御質疑のおありの方は順次発言願ひいたします。

○山本経勝君 東京旅館組合連合会の会長さん、小林さんにお伺ひしたいのですが、今、酒井参考人のお話を伺つておりますという、何と言ひますか、従業員の方々、女中さんやあるいは番頭さん、その他雑役の方々もおいでかと思ひますが、いすれにせよ、雇入れられた従業員はこの旅館組合連合会傘下でどのくらいの人数になるのですか、あらまじいといふんですが、おわかりでしたらお聞かせ願ひたい。

○参考人(小林敬君) 全国で現在業者の数が大体五万八千軒くらいだと思ひます。そうしますと、まあ一軒平均と

いうことはできませんけれども、やはり平均いたしましたならば、従業員の数は四、五人じゃないかと思ひます。そうすれば二十万から二十五、六万、三十万の間ではないか、はつきりした数字はございませんが……。

○山本経勝君 続いてお伺ひしたいのですが、私も聞いたところでは、女中さん、あるいはこうした旅館の従業員の皆さんの給料関係、特にどれくらいな固定給をお出しになっているか、お宅の方の組合傘下の実態でけっこうですが、御参考までに一つお聞かせ願ひたい。

○参考人(小林教君) 給料関係が非常に旅館は昔からの慣習がございまして、もちろん料理屋さんとは違ひますけれども、旅館は昔から大体やつておられますのはチップとか、サービス料とか、そういうものが大きな従業員の収入といふことに見込んだ商売でございまして、現在でもそういう考え方でございまして、いろいろな方法でやつております。たとえば宿泊料の割なら一割を従業員

のサービス料としてつけ出しをいたします。つけ出しをいたしまして、それを全部一応これはその営業会計の中へ入れまして、それをもとにして従業員の給料をきめるというふうな方法もございまして、それから昔の通りに全然チップだとかサービス料、これをお客さんからいただく、そういうものについては旅館主が手に触れません。全然手に触れないで、従業員のもらうままにまかせてやつておまして、旅館に住み込みでおまして、食費だとかそういうものをもちろん取らないで、ただその収入としてはそれだけでやつて

いるような形態のところも多少ござい

ますけれども、大体では、一応そのほかに給料を三千とか五千とかいうような工合に、月にサービス料以外に、別に経営者の方から出すというふうな方法で、折衷的な方法でやつていこうと

もございまして、それでございまして、大体旅館の従業員の普通の、中級の旅館の従業員の収入はどのくらいになるかといふことになりまして、これは、まあ私も想像しておりますのは、デパートあたりに勤める婦人の人たちの収入よりもおそろくは多いんじゃないか。大体住み込みでもって、地方と都会地とはいろいろ差別がござ

います。もちろん非常な差別があると思ひますが、都会地あたりではある程度まで何と言ひますか、少くとも一万円から二万円、三万円とか、これは旅館の施設の大きさと、設備の上下によりまして、宿泊料の上下によりまして、そういうふうな収入がいろいろ違つて参つております。

○山本経勝君 そうしますと、つまりチップと言ひますか、サービス料として別に営業会計というあれに、当然宿泊料の中に計算をして、一応何といひますか、業主の方に含めてそれを今度は従業員に給与の一部に引き当てていく、こういうことになるのですか。

○参考人(小林教君) さようでござい

○山下義信君 阿部先生にお伺ひしたいのでありますが、最前この法案の立案について全般的に非常な貴重な御注意をいただきましたが、御指摘のように、この旅館業法に、風俗営業の取締りの必要な要素を持ち込みますことは非常に危険でもありまして、弊害があるわけでもございまして、御指摘の通りでございます。実はその点がこの法案には欠けておるのでありまして、実はないものでありまして、それがためにつまり売春的な、風紀的な営業状態を排除しようといふ目的に対しては、この法案

案も実は法的な面がありまして、一部の人はそれはさういふ点が物足りないといふ実是指摘も受けておるような点があるものであります。しかし、先生の仰せになりますように、人権じゅうりんにならないように、また、正常な営業権が妨げられないように、また、将来風俗取締りの、臨検的な、そういう方向にいく危険のないように、われわれとしても十分検討しなく

ちやならぬと考えております。私どもは、この際、この法案を審議するにつきまして、現在の日本の旅館業といふもののあり方といふものを、現状を十分検討いたしまして、反省すべき点は反省し、また、正常な旅館業のあり方に

つきまして、改善すべき点があれば改善して、ただ単に現状を改善するだけではないで、新しい様式の日本の旅館、あるいはホテルというふうなものを経営形態等につきましても、積極的に指導すべきは行政当局に指導させるというふうにして、この種の比較的国民

サービスの言いいますか、こういう営業の種類に向ひまして、改善すべき点

があれば積極的にその点も発見していきたいというふうな、私も委員として心がまえを持つていっているわけであり

ます。この際、先生方はしつこく旅館を御利用にならざるは、方々御旅行にならざるは、いろいろと御経験あそばし、いろいろと思ひますのであり

ます。日本の今日の旅館の営業のあり方等につきましても、改善すべき点があると思ひますならば、旅館の種類も上

下さまざまでありましかれども、中等程度といひますか、一般庶民が利用いたしますような、正常な旅館等を標準

としまして、その旅館の経営の状態、あるいは料金、あるいは料金の受け取り方、あるいはチップでありましかれども、いろいろな従来の習慣等からい

が、どうも夜おそくまで歌を歌つて騒ぐ、どうもそのために非常に休息がで

きないで迷惑するといふようなことが多いのですね。できるなら、あれは

はつきり分けていたくどく大へんい

のですが、そこにやっぱり風紀の問題

なんかも関連してくるのじゃないかと

い。古い習慣で出さなければならぬといふので出すといふことがあるために、くすねるということがあるので、この問題もまた、ただ単に旅館だけを責めてもどうにもならぬといふこともあると思うので、何百年か何千年からやつてきた旅館といふことなんですか、それを今一がい改めるといふことについては、改めることは大へんけつこうなんです、一つのワケをこしらえちゃってそれに当てはめることは、いろいろな厄介なことが起るだらうと思ふ。しかし、あえてそれを進んでこの際改革してしまふという決意でなされるなら、それも一つの行き方だらうと思ふのですが、そのためにいろいろ摩擦や混乱を起さないために、十分の御考慮を払ふ必要がある、かように存じておるようなわけでございます。

○高田なほ子君 阿部さんにお尋ねしたいのですが、先ほどの法目的の変更については私も非常に心配をしておる一人でありまして、当然これは善良の風俗を維持するための規制を設けるという事になってくれば、風俗事犯として警察が認定していろいろの立ち入りが行われるように考えられますが、こうなつて参りますと、はなはだしく仰せのように、臨検制度といふものが實際に行使されるようになると私は考へております。まことに、善良な風俗を維持するといふ考え方はこれはいいのですが、行き過ぎてござるを得ない、つまり風俗事犯であるかどうかといふことの認定にはどうしてもこれは警察官なりあるいは公安委員会なりが立ち入りをしてくる、こういうことを防いでいかなければならない。このた

めにはわれわれの心配するように、よい風俗を維持する、そういう気持をこの法目的に持つて、しかも風俗事犯としての対象にならないような表現はないものか。たとえば社会道義の向上のために云々といふことになつてくれれば、特に警察官がこれに立ち入つて臨検制度を復活するといふ線だけは防げるように思ふのですが、何かもつとよい適切な表現の方法はないものかどうか、阿部先生にこの点をお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(阿部真之助君) 私はそこまですは考へていないのですが、かりに道徳上の問題にしましても、どうも道徳を高めるために法律でもつて規制するといふことは、一体道徳上の問題を法律で作るといふことはどうかと思ふのです。やはり法律の問題にすれば、風紀の方が幾らか何ですが、ただし、その風紀を乱すといふことの認定が、どうも今の警察官にやらせることが完全かどうかといふ点が私は不安心があるのですが、どうも善良な男女が旅館に泊つただけで臨検されて、夜中に尋問を受けるなんといふことはこれは非常に屈辱なんです、そういうことは私はしばしば起るだらうと思ふのです。それがいかにしてそういうことがないようにやり得るかといふ、多分これは、この原案をこしらへた人の考へ方は、この究美婦の究美行為が主たる目的だらうと思ふのですが、ところが究美そのものがやはりちよつと立ち入らなければ証明できないと思ふのです。ただ普通の究美婦であつたもの、現にあるかもしれないが、そういう行為は法的に認めてないのですが、それが自分の好きな男と旅館に泊るとい

うことはあり得るが、究美行為をやるだらうという、そういう予感のもとに立ち入つて臨検するといふよりなことが起きますと、やはりこれは一種の人權をじゅうりんする、その証明はないのですから。現場を押えた場合に初めてそこで証明ができてくると思ふのです。非常に私はむずかしいことだらうと思ふのです、これは。そういうことのために、大多数の旅行客が絶えず臨検でも来はしないかといふ不安にさらされるという危害があるのです。これは結局は現在の社会の現実の認識で定められることと思ふのです。さういふ人權をじゅうりんするといふような事実が、犠牲を払つても今の時代といふものは非常にくさつてしまつてゐる、だからこの際、厳しい取締りもやむを得ないといふ認識ならばこれは一つの行き方だらうと思ふのです。それほどじゃないといふ御認識だと、こういうことはどうかと思ふのです。この立法の可否といふものは結局現実の認識にかんよつてきめられることじゃないかと思ふのです。だから私自身の個人的考へを言えば、そこまで激しい、その人權をしばしば危害に陥れるといふような危険を冒してまでもこういう立法をやる必要があるかといふと、まだそこまでする必要はないのじゃないか。現在の旅館といふものは、私どもは地方でもどこも泊つた経験によると、そうそこまでする必要はないのじゃないかと思ふ。それは皆さんの御認定できめられるべきことだと思ひます。これは私個人だけの考へ方でございます。

○高田なほ子君 なかなかむずかしい問題なので、私も結論が出し得ないところですが、何とかして善良な風俗を維持したいのでありますけれども、人權をじゅうりんしたくないといふことのために、この善良な風俗を維持するために必要な規制を云々といふのが、もつと細部にわたつてきめられれば支障がないといふふうにお考へになられますか。

○委員長(千葉信君) すわつたままでけつこうです。

○参考人(阿部真之助君) いま少し例示的に、コンクリートに具体化した、これこれのことはいかぬといふようなことがあつたら、多少避けられるかも知れませんが、それはおそらくは私は、そういうことを法律化することは不可能じゃないか、むずかしいと思ふのです、實際。

○高田なほ子君 小林さんにお尋ねしたいのですが、私もほんちろん旅館を悪いものだと思つておりませんが、なければならぬものだと思つておられますが、当委員会の問題になつてゐるのは、本来の旅館業に適しないような業態のものがあるから、こういう問題が起つてくるわけですが、ただいま小林さんの属していられる旅館組合に入つてゐる以外の旅館業者といふものは、組合が結成されておるものですか。それともそういう不正なもの全組合などは作られておらないものですか。おたくの方の組合と、いうところの不純な旅館業者との関係といふものがどういふふうになつてゐるのかといふことが一つ。もう一つは、中小旅館が成立していかないといふ場合もあり得ると思ふのです、資金面の点か

ら。そういう場合に、今問題になつてゐる、究美防止法の発効前にして資金面の困難な業者に向けて、第三国人などがどんと買入れの手を伸べてゐるような情報を私どもは聞いておりますが、これは明らかに現在の旅館に、小さい、あるいは中くらいの旅館が、営業するのに困難であるといふような原因があるのではないだらうかといふことが一つ。

もう一つは、特定地域に旅館がごしやごしやと固まつておりますが、ちよつとタバコ屋さんとか、あるいはまた切手を売るところのように、あまりごちやごちやと固まらないような旅館の配置といふことがあれば、そこにきびしい競争が防げて、適正な業態が営まれるのではないだらうか、これはしろうと考へてありますから、そういう点についても御意見をわすらわしたい。

○参考人(小林義君) ただいまお尋ねをいただきました一の点でございますが、私どもは、私どもの業界は、昔、警察が指導監督をしておりました警察許可でございましたので、各全国都道府県には、ほとんど全部警察署管内で組合を結成いたしました。それがまた、都道府県ごとに連合会を作りまして、そうしてその連合会の上に全国の旅館組合連合会といふものができておるわけでございます。そうしてただいまお尋ねの、旅館本来の利用方法でない方法で利用される業者だけが、別の組合を結成しておるかといふお尋ねでございますけれども、そういうことはございませぬ。みんな、いわゆる鳩森小学校問題でだいたひ新聞に出ました代々木、原宿組合でございますして

○参考人(阿部真之助君) 私はそこまですは考へていないのですが、かりに道徳上の問題にしましても、どうも道徳を高めるために法律でもつて規制するといふことは、一体道徳上の問題を法律で作るといふことはどうかと思ふのです。やはり法律の問題にすれば、風紀の方が幾らか何ですが、ただし、その風紀を乱すといふことの認定が、どうも今の警察官にやらせることが完全かどうかといふ点が私は不安心があるのですが、どうも善良な男女が旅館に泊つただけで臨検されて、夜中に尋問を受けるなんといふことはこれは非常に屈辱なんです、そういうことは私はしばしば起るだらうと思ふのです。それがいかにしてそういうことがないようにやり得るかといふ、多分これは、この原案をこしらへた人の考へ方は、この究美婦の究美行為が主たる目的だらうと思ふのですが、ところが究美そのものがやはりちよつと立ち入らなければ証明できないと思ふのです。ただ普通の究美婦であつたもの、現にあるかもしれないが、そういう行為は法的に認めてないのですが、それが自分の好きな男と旅館に泊るとい

○高田なほ子君 なかなかむずかしい問題なので、私も結論が出し得ないところですが、何とかして善良な風俗を維持したいのでありますけれども、人權をじゅうりんしたくないといふことのために、この善良な風俗を維持するために必要な規制を云々といふのが、もつと細部にわたつてきめられれば支障がないといふふうにお考へになられますか。

○委員長(千葉信君) すわつたままでけつこうです。

○参考人(阿部真之助君) いま少し例示的に、コンクリートに具体化した、これこれのことはいかぬといふようなことがあつたら、多少避けられるかも知れませんが、それはおそらくは私は、そういうことを法律化することは不可能じゃないか、むずかしいと思ふのです、實際。

○高田なほ子君 小林さんにお尋ねしたいのですが、私もほんちろん旅館を悪いものだと思つておりませんが、なければならぬものだと思つておられますが、当委員会の問題になつてゐるのは、本来の旅館業に適しないような業態のものがあるから、こういう問題が起つてくるわけですが、ただいま小林さんの属していられる旅館組合に入つてゐる以外の旅館業者といふものは、組合が結成されておるものですか。それともそういう不正なもの全組合などは作られておらないものですか。おたくの方の組合と、いうところの不純な旅館業者との関係といふものがどういふふうになつてゐるのかといふことが一つ。もう一つは、中小旅館が成立していかないといふ場合もあり得ると思ふのです、資金面の点か

も、私たち東京都旅館組合連合の会員の中に入りまして、特別にそういう業態だけが特別の組合を作っておるといふところは全国的にございせん。

それから二のお尋ねでございますけれども、旅館業の利用方法が、本来の旅館業者としての営業目的よりも違った方法でもって現在社会的にいろいろ利用されてしまったということが現実でございまして、これは旅館業者が初めから連れ込み専門の旅館をやろうとか、それから何か売春宿をやろうとかいふような考えは初めからどんな業者でもおそろくは毛頭考えておらないわけでございまして、ただ場所柄、場所的に自然と、たとえば今度問題を起した代々木、原宿というような場所は、ちょうどあそこが新宿と渋谷の中間にありまして、明治神宮というああいふ広い外苑を控えておるといふような場所柄、閑静であり、便利な場所であり、利用者が非常に多くなったというために、どうも同伴の休憩のお客さんが非常に多くなったという結果、ああいふ業態ができてしまったのでございましてけれども、今あの地区の業者全体といたしまして、決して自分たちがああいふ業態を続け、ああいふように一般の人に利用されることを決して望んではおりませんので、業者自身が何とかしてちゃんとした人を宿泊させるような商売をやりたいという気持は十分持っております。それでございまして、現在ではあそここの近くの旅館などはみんな何となくして普通の旅館の利用者に利用してもらいうように設備も何も明るく、ほんとうの旅館らしい旅館に改造したいという気持は十分持っております。

それですから、そういうようなところのそういうような改造をするには、今後旅館を指導していただくのはけっこうでございますけれども、やはり一応そういうようないろいろな構造設備な利用方法なりをきめていただく以上は、少くともそこに改造命令といううなものを出さなくちゃいけないような結果になると思ひますから、そういうような場合には業者としては非常にそれは資金に豊かな者もございまして、大部分といふものは、特に小さい、部屋数の少い業者はそういうような余裕がございせんので、こういうような機会に、旅館業法の中に、そういうような改造命令を都道府県知事が出したような場合には、少くとも一応融資の面も多少めんどろを見てやるというようにしていただければ、これは業者として非常に幸いじゃないかと考えておるような次第でございまして。

それからこの環境——百メートル以内の問題でございまして……
○高田なほ子君 いえそうじゃなくて、たとえば新宿とか渋谷とかいうところはごちゃごちゃと固まっております。そうすると競争というものがふえてくるし、ふえてくれば収入が少なくなるから、これはどうもよろしくないと考えておつても——かりに考えておつてもほとんどどんどんとお客様を吸収するために、このいかがわしい広告も張るでしよし、またつまらぬものも入れるという、いわゆるこの弱肉強食の社会の中で、悪いと知りつつもそういう業態が営まれてくるのではないか、だからこの旅館業というものが適当な配置が行われれば、そういう不正

業態を防ぐことができるのではないかと……

○参考人(小林君) ただいまお尋ねの点でございまして、どうも旅館業者があまりよくない、こままとつて非常に業者がございまして、これは、これはちやうど品物を買いに参りますのに小売商が散つておりますといふと、なかなかその小売商が発展しない、デパートにみんな集まると同じような点もございまして、この団体で、大勢でもって、旅行者の方が旅行するような場合に旅館がまとまつておるといふことは収容力が十分であると、そしてこれはやはりお説の通り、同じところへ集まると自然競争が激しくなりまして、設備だとかサービスとかお互いに競争するようになりまして、利用する側の方から申しますといふと、ああいふような旅館業者が一定の地区に集団するといふことが非常に便利にわけございまして。ですから環境さえよければ、あそこへ行けば旅館は幾らでもあるんだと、安心して泊れるんだと、サービスも互いに競争してよくなつていふし、設備もよくなつていふし、というふうな都合で、そういうふうな理由から自然と業者もまたお客さんの需要というふうな関係を考えて、自然とどうも同じような場所へ同じ業者が集まつてくるというふうな結果になつていふのでございましてけれども、お話しのとおり、現在ではほとんどの旅館業者は五万八千軒、六万軒近くになつております。かなり飽和状態になつていふわけでございまして。そのために、自然と特に部屋数の少い、小さな旅館などが旅館業者として正しい営業をしていくにはあまりに設備が貧弱である。

旅館は幾らも大きいっぱな、十分設備のある、サービスのいい旅館があるのだ、それだから、そういうところへは皆お客様が集まつてしまつて、小さい旅館には集まらない。それじゃ生き残るために何とか商売方法を考えなくちゃいけない、そういうことで自然と悪い意味に旅館を利用さしてしまつていふような結果に陥りやすいのでございましてけれども、今後旅館業を許可していただくことにつきましても、もちろん高田先生のお話しの通り、何か適正化法を考えまして、旅館配置について多少不正に利用させないようなことを考えていただくということが必要ではないかと考えているのでございまして、そういう点につきまして、私も今度旅館業法の改正をするというお話を伺いましたときに、実はそういうことも考えたのでございましてけれども、現在環境衛生適正化法というものが今こちらの国会の方に新しく法律を作るようにかけられております。その中に旅館業者も当然入ることになつておりますので、その法律の中で環境衛生同業組合がございまして、その同業組合が自分たちの組合の仕事の内容について適正化規定を作ることができるようになつておりますので、すでに業態の配置とか、そういうものにつきましても、また、営業の方法とか、そういう点につきましてもある程度までその環境衛生同業組合の適正化規定を設けることによつてそういう点を制限していくことができるのじゃないか、こう考えております。

○高田なほ子君 もう一つだけ、今度酒井さんに伺いたのですが、先ほどの御意見の中では、修学旅行の子供の宿泊状況などについては非常に私ども教えられぬ点があつて、勉強しなければならぬといふことを強く考えたわけでございます。お尋ねしたいことは、従業員側から見まして、渋谷の旅館業組合ではパンパンのようなものを泊めないといふことを決定されて宿泊を拒否した。その場合に、暴力団とか、ひもつぎが旅館業者に対して非常なやがらせをしたり、脅迫をしたりといふような、暴力的行動があつた。これに対して非常に旅館業者は困つたが、これを戦つてついに渋谷一帯の旅館業を正業に戻したというお話を先般に聞いたのですが、あなたが従業員組合の執行委員という角度から、そういうパンパンを拒否するような旅館が一体あるのかですね。拒否したような場合に、どういふような影響が旅館にきていふのか、この際、警察はどういふような態度で臨んでいるのか、これが一つ、もう一つは不必要な規制をして善良なる旅館業者をいじめないようにしてもらいたいというお訴えがありました。その一つの例として、善良な従業員の方までもが巻き添えをくつて、五日間も拘留所に入れられたというふうなことが言われておりますが、そういう例がかなりあるのではないかと、その実態を私どもにもっと詳しく事実をたぐさん並べて、どういふ一体不当な調べ方といふものが行われているのかといふことが聞きたいのです。

それからもう一つは、保健所の監視員が旅館業の正しい運営のためにたびたび伺つていふには法律で規制されては、一体どういふような格好で調べに行くのか。一説によれば、監視員は

監視をする際に相当……一ぱい飲ませてもらわれないと、なかなか来るさいことを言うというように、一説には聞き及んでいる。こういうような実態ですね。

それからもう一つは、その公安委員などが、あるいは警察官などが犯人逮捕などの場合に、旅館業者に対していろいろ調べたことがありまして、それが、それはどういふ順序で、どういふ程度に行われているものか、あなたの知っている限りにおいて、必要な規制を食わないために、実態を知りたいのでお尋ねするわけですね。

○参考人(酒井義雄君) お尋ねの、最初のパンパンと言いますか、売笑婦の問題ですが、普通旅館は、まあたとえ七、八割の宿泊客があるわけですが、月間五、六百人の宿泊客はあるでしょう。数字で、想定です。ですから、一度や二度で客の顔を完全に記憶するということは、これはなかなか困難です。服装も変ります。時期によつては、オーバーがあったり、なかったり。ですから、パンパンであるか、ないかという判定はですね、これは実際に容易につかないと思えます。また、パンパンも、昨今のパンパンは一見してわかるようでは、すぐおまわりさんに持つていかれちゃいますから、まあわからないやうななりから、動作をしてるわけなんです。従つて、旅館の方としても、これはなかなかわかりにくい問題で、まあごく特殊な旅館を除いては、東京全体——まあ東京の場合ですね、全体、私のところでは一般旅館、A級旅館だ

から、りっぱに営業しているのだといつてみて、そういう客が知らぬ間に泊つていくというのがある。事実でしよう。で、当然ある特定の女性は何回も何回も違った男と来る。それが五回、六回、七回と回数がいわゆる比較的短かい時間に繰り返されるというふうになつてくれば、まあこれは商売人だ。まあそういう段階でやつとわかるわけなんです。ですから、これはこれがいわゆる二人で連れ立って、お部屋にございまして来た場合に、これをまず拒否するということ、ちよつとこれは実態無理な話なんです。ですから、非常に悪質に利用されて、正常な営業に差しつかえが生じたというふうな実態が結局まあ渋谷に起つたから、業者が結束してやつたのだらうと思ひますが、まあ私たちの立場ならば、もちろんそういうふうにはつきりわかれれば、もちろんそれはお断りしたいのです。けれども、現実には無理であらうということ、あるいはいま

現在いわゆる売笑婦の組織が、いまだに強くつづいてくるといふ傾向がある。将来このいわゆる売春のいわゆる宿提供の常習犯というふうなことになる。まあ良心的にやろうと思へば、拒否しなければならぬ。拒否すれば、またそういうことが起るといふことはあり得るだらうと思ひます。いわゆる世の中の夜間の実態と言ふに想像されるわけです。そういう圧力が旅館主に加えられる。従業員に加えられるというところは、予想されることであつて、加えられた場合に非常に迷惑するということ、そして先ほど

阿部先生のお話にありましたように、そういう組織なり、あるいはそういうやうな者のたちが、現在の警察の手からいわゆる漏れる実態にある、ちよつともそういう者がなくなるといふふうな状態から考へて、まあ要るべき現象である、私としても非常に困るということはお答えできます。

それから女中の検束は、これは上野に一件ございまして、で、やはり問題が問題だけに、ある程度のところまでいったわけです。たとえまあ新聞の記事になるというふうな事態まで、このに至るまでは四軒の旅館がそういういわゆる売春宿提供の常習犯というのです。そういう観点で検束されておられます。それだけがまあ弁護士を立てて保釈をされるなり、あるいは一応留置をされて調べられて帰ってくるなり、あるいは十日間の検束拘留を食つた、これは業主でございまして、で、従業員が飛ばつちやう食つちやうして豚箱に入られたというの、一つござい

ます。私の方で現在わかつておるのは一件だけでございまして。それでその後はそういうふうなことはどういふわけだかなくなつておられます。もちろんそれに對して必要な手続方法を私たちが講じたせいかもしれません。将来ともそういうことがあつては非常に困ると、私たちがいわゆる主人と雇用契約に基いて当然なすべき仕事を、それによつて検束される、留置されると、それに値するだけの落度なり、あるいは法に反する行為があつたならばやむを得ません。そうじゃないに、通常のいわゆる従業員としての勤務から生ずる問題で検束されると、いわゆる

ちり紙がないからちよつと分けてくれ……これは自分の家なら、おい紙持つてこいといふんが、女中さん済みません、紙下さいといふわかれた、それはそれはお断りできません。もちろんこれは通常旅館主は用意しておりません。ですから、女中がみずから財布で用意する、それに対して何がしの代金を払うのが当然のことだと思ふ。そうすると、紙を売つたというところが、そういうふうな観念の法的根拠がここに生ずるといふことは非常に困るというところで、一般のいわゆる旅行客が荷物を預けて手ぶらで来ておるのか、正常な御夫婦がいわゆる家の関係でお見えになつておるのか、あるいは、いわゆる結婚を前提とする新婚の仲であつて家屋のいわゆる新居のために式が延びておるのか、あるいは商人であるか、そういう観念はなかなか實際わからぬです。ですから、紙をくれと言われて、いわゆる実態がわからぬから結局サービスをして出さざるを得ない、まあそういうふうな現況でございまして。

それから保健所の方は、やはり手が足りないで、十分回つてこないやうですね。ときどきはやはり来ていますけれども、まあ保健所が来たときに一ぱい飲ませなければならぬ。それはまあ別の意味で何があるか、それは私は知りませんが、一応そういうことはまあないです。でも来たときはうるさいです。……そうして

旅館といふものは客が来る、帰る、片づける、掃除が終わつたらまた来るというふうな、毎日とつくり返しひっくり返しておるものだから、いわゆる軍隊の場合みたいに、きちんとおつたように、常時きれいにしてお、見た目に整然としておくという状態にはないわけです。いわゆる実態が清潔であるかないかというふうな観点でまあ見られておるのだらうと思ふのですが、旅館の方にも手落ちがございまして、もう一つといふのは清潔整頓、これはこういう意味でもつと旅館自身も注意しなければならぬ、保健所の方としても、その点に關してはもうとやましく回つてもいいというふうには私は考へております。

それから警察の犯人逮捕の問題ですが、まあ不意に踏み込んできて旅館主の許可なしに部屋に行つてやるというふうなことはございせん。どちらかといへば、旅館の方から警察に話をす、いわゆる手配書、人相書にどうも似ているからというふうな点で、旅館主の方から警察に連絡をしていくというふうな、重大犯人の場合、あるいは手配書等によつて感づいた場合、あるいは自殺のおそれというふうな場合は、大体旅館の方からの連絡によつて警察が来ますから、その点に關していざこざはございせん。なお、旅館内で起つた犯罪の犯人があつた場合は、犯人を連れてきて実地検証といひますか、裏づけ検査といふのですか、それにきまして、それもやはり旅館主の許可というか、同意を得てやつておりますから、それによつて生ずるトラ

ブルというものはなによりよく考えておきます。その場合に、この第六条で何かにもあるのですが、結局旅館主の方で整理した宿泊名簿というものはそういうときに役に立たないわけですね。やはりどうしても本人が書いた宿帳の方はもう保存しないことになつておるのですから、そういう点も旅館法改正の場合に御考慮に入れていただければと思う。という事は、客に書かしてそれにナンバー打って、必要な事項を旅館主が書き込んでカードを整理するという形式にすればいい、それを一定の宿泊名簿に移しかえて、肝心のものを捨ててしまふというふうな状態なんです、たまたま保存してある店ならば半年前、いや八カ月くらい前だろうと、あつちの包みをひっくり返して、こつちの包みをひっくり返してやつと見つけ出す、それによつて一つの根拠を見出すという事になつておる。

話は飛びましたが、大体そういう状態で、犯人の逮捕という観点で非常に旅館が迷惑する、というふうなことは、私の知つておる範囲ではございません。その点は警察もことに相手が経営者であるためか、良心的でございます。○高田なほ子君 ちよつと今犯人のことを私が聞いたのは、旅館の方から申し出た場合に警察がやつてくるというならば、旅館業者でもたえずかわりばんこに男をひつかえ、とつかえ連れてくるような場合には、当然旅館業者の方からしかるべきところに実はいくつか、保護してほしいというところがあつてもいいはずですが、今まであんなの知つてゐる限りでは、こういう風俗の問題に関して、特に旅館業者の方から積極的に手を伸べるというふうな意思または行為というものはございませんでしたか。

○参考人(酒井義雄君) 行為については具体例はよく知りませんが、いわゆる旅館主は先ほども私が言いましたように、いわゆる権威と見識を持つておられますから、侵しがたいようなつもりです。それから、経営者としてはそういう点で実態は違つてくると思ひますが、拒否をしたという例はあまり聞きません。何とならば、営業の売り上げが二重に計算されることであつて、業者の希望し、喜ぶところなんです。それから、いわゆる部屋は仕切つて二つに使うことはできないけれども、昼間の休息と夜間の宿泊という事で二重に使えるところが旅館主の望むところですから、業者の心がまえもありましようが、そういうよくよく極端な例でない限り、旅館主の望むところですから、その点で御覧願ひます。

○片岡文重君 時間がないようです。簡単に小林さんにお伺ひしたいのですが、大体旅館業法の一部を改正する考へを持つに至つた原因について考へておるところは、みな程度の差はあつても同じだろうと思ひます。風俗問題についての心配はまたこれを是正しよう、矯正しようとするこれにいつも常識ある旅館の経営者はこれは私たちと同じであらうと思ひます。しかし、これを實際に矯正し、善良な風俗にのみしようという事になります。これは旅館だけを責めてもいいけないし、その旅館の従業員だけの責任でもちろんありませんし、国民の

倫理観念が一般に高揚して、たとえそういう施設が提供されてもそれを利用する者がなくなるような道徳水準にまでならなければ、これは多かれ少かれ、この危険はあるものと私たちは考へております。ただ、だからといってこれを放置するわけにはいかない。そこで、こういう旅館業法の改正もしてみたらということになつたと思ひますが、そういう点で法律を改正すると同時に、この不愉快な事態の解消には業者も私たちも、国民全体が協力をして解消するように努力をしていきたい、そのために一番直接的な立場にある旅館業者の方々に最も積極的な御努力をわすらわすことが必要じゃないかと思ひますが、そういう観点から一つ、二つ御質問というよりもむしろお考え

○片岡文重君 時間がないようです。簡単に小林さんにお伺ひしたいのですが、大体旅館業法の一部を改正する考へを持つに至つた原因について考へておるところは、みな程度の差はあつても同じだろうと思ひます。風俗問題についての心配はまたこれを是正しよう、矯正しようとするこれにいつも常識ある旅館の経営者はこれは私たちと同じであらうと思ひます。しかし、これを實際に矯正し、善良な風俗にのみしようという事になります。これは旅館だけを責めてもいいけないし、その旅館の従業員だけの責任でもちろんありませんし、国民の

ておる者が若干あるだけであるという先ほどのお話もあつたようですから、そういう点からいへば、一人々々の業者が拒否し得ないあるいは良心的な営業を守り得ないということがあつても、組合という組織の力、大ぜいの力をもちてこれを援護していけば、先ほど渋谷のお話もありましたように、相当の効果をあげられると思ひます。そういう点で、組合は何か積極的な努力をしていただくことができないであらうかという事が一点です。

○片岡文重君 時間がないようです。簡単に小林さんにお伺ひしたいのですが、大体旅館業法の一部を改正する考へを持つに至つた原因について考へておるところは、みな程度の差はあつても同じだろうと思ひます。風俗問題についての心配はまたこれを是正しよう、矯正しようとするこれにいつも常識ある旅館の経営者はこれは私たちと同じであらうと思ひます。しかし、これを實際に矯正し、善良な風俗にのみしようという事になります。これは旅館だけを責めてもいいけないし、その旅館の従業員だけの責任でもちろんありませんし、国民の

それからチップ制度の問題ですが、これは先ほど阿部先生もおっしゃいましたが、確かに私もこの問題では不愉快な旅行をいたします。これも一つつけ出しにされるなりあるいは何かの方法で手心でなしに、客の気持だけなしに、組合としてこれを厳守できないような方法の一つをお考えになつていただけないものだろうか。同時に、これは従業員の収入に關係をしていくことでありますから、この従業員の収入という点については、基準法等のことを考へるまでもなく、当然生活権を擁護してやらなければなりませんので、このチップとか茶代とかいうものの制度を廃止すると同時に、やはり原則としてこれは固定給の制度にすべきではないか、チップとか心づけとかいうようなことは廃止されていくべきじゃないか。健全な旅館の経営をするためには、これは当然そういう制度を廃止して、そうして必要な経費は必要経費として堂々とお客に請求し得るような制度にして、従業員については、その収入を別な面で給料制度として、月給なり日給なりは別問題にして、とにかく固定して収入だけは確保される状態

○片岡文重君 時間がないようです。簡単に小林さんにお伺ひしたいのですが、大体旅館業法の一部を改正する考へを持つに至つた原因について考へておるところは、みな程度の差はあつても同じだろうと思ひます。風俗問題についての心配はまたこれを是正しよう、矯正しようとするこれにいつも常識ある旅館の経営者はこれは私たちと同じであらうと思ひます。しかし、これを實際に矯正し、善良な風俗にのみしようという事になります。これは旅館だけを責めてもいいけないし、その旅館の従業員だけの責任でもちろんありませんし、国民の

應で、従業員はその本来の仕事をしてるようになつてやるべきではないか、こういう点については、どういふふうにお考えになつておられるか。相なるべくはそういうことで一つ組合としてやつていただきたい、こう思ひるのであります。

○片岡文重君 時間がないようです。簡単に小林さんにお伺ひしたいのですが、大体旅館業法の一部を改正する考へを持つに至つた原因について考へておるところは、みな程度の差はあつても同じだろうと思ひます。風俗問題についての心配はまたこれを是正しよう、矯正しようとするこれにいつも常識ある旅館の経営者はこれは私たちと同じであらうと思ひます。しかし、これを實際に矯正し、善良な風俗にのみしようという事になります。これは旅館だけを責めてもいいけないし、その旅館の従業員だけの責任でもちろんありませんし、国民の

いを最低にしてはどうかというお話がありましたが、私は五部屋くらいではむしろ少ないのではないかと。許可の基準となるものは、もともと水準を高めていかなければ健全な経営はできないのではないかと。もちろん部屋数が多いというところは、それ相応の設備も必要ですし、器具も必要になってくるし、維持費もかかってきますから、相当営業費がかさんでくる、間接費が多くなつて、経営にはそれだけの困難を来すことになると思いますけれども、それだけの施設を持ち、それだけの形態を整えて営業をできるような状態でなければ、勢いこの風俗営業等にうわさを残されるような、流布されるような営業をしなければならぬようなことになるのではないかと。そういう点からすれば、やはり経営の基礎、営業の基礎というものをしっかりと立てておく必要があるのではないかと、大体以上について御意見を伺いたいと思ひます。

○参考人(小林毅君) ただいまお尋ねをいただきました(1)の問題でございしますが、旅館業者が旅館本来の目的以外の方法で利用されるのを、組合の力によつてこれを浄化できないかというお話でございしますが、私も、私どもも、それはまずでき得べくんば自分たちの力によつて、そういうような旅館本来の利用の以外の方法で利用されることは防ぎたいと考えております。その点につきまして、私どもはかねがね、先ほども申し上げました環境衛生適正化に関する法律案というのが今衆議院で取り扱われておるものであります。まあ、これが近々のうちにこの国会を通過するといふようなお話を伺つてお

ります。その法律ができまるといふと、組合の結束が非常に強化されまして、そうして私どもの営業方法についても、先ほど申し上げました通り、適正化法を作りまして、都道府県知事の認可を受けて、その適正な方法によつて業者の方の営業方法を一定の方向に定めていくといふようなことが可能になるのではないかと考えております。それで、それから、そういう法律ができまるといふと、自然と業界の営業方針といふものがある程度まで浄化されていくわけであつて、根本的には先ほど先生のおっしゃった通り、これはやはり何と言いまうか、社会一般の徳義心と申しますか、これは結局は根本的には教育なり何なりにたよつて、世の中のものの方をもう少し浄化してしまふならぬことには、これはどうにもならないことだと考えております。が、しかしながら、私どもが現在、……申し上げました、私は東京都旅館組合連合会会長と同時に、全国の旅館組合連合会会長をやつておりますので、全国的な点から申し上げたのでございしますが、私も東京都旅館組合連合会におきましても、例の鳩森問題が起つてきましたので、その後、業界自体として何とかして自衛して、この社会的な批判をもう少し普通の、いい方向に向けるようにやりたいといふような希望でもつて、今よりよりその点につきまして、どういふ方法でもつて各連合会の業者の人たちを一般の方向に向けていくかといふようなことを、今いろいろ相談してやつております。それはまあ具体的に急にはどうこうといふことはできませんけれども、場所によつて、場所柄上、普通の

旅行者の方が宿泊していただくためには、あまりに不便な場所であつて、同時に、そちらの方には旅行者の方が行くべき場所でないために、利用される方がほかの方を利用されてしまふといふような形になっておりますので、できるだけ組合でもつて、そういう不便な場所でも、設備もよく、環境も非常によい、そういうところへは、多少、今日は交通の便が非常によくなつておりますので、やり方によつては、一般のお客さんにそちらに行つて泊つていただくということができないことはいけませんので、いろいろあつせん業者の方とお話して、あつせん業者と送客の協定を結んでもらひまして、そちらの方へお客さんを送つて、何とか、そういうような普通の経営の仕方でない利用方法には利用されないようによつて参りたいといふふうに考え、今やつております。

それから(2)の問題でございしますが、これも、これは非常にむずかしい問題でございまして、これは確かに私もが利用したとしても、やり過ぎてはかばかしいし、やらなくて変なところも感情を持たれるのもおもしろくないといふようなことで、非常にむずかしい問題でございします。ただこれは、一体チップといふものは旅館が請求すべき筈合のものではなくて、要するに、旅館の従業員から格別のサービスをしてもらった、いろいろ世話になったといふようなお客さんの感情から、普通の宿泊料のほかに、女中なり、番頭に別に心づけを出すといふこととが、このチップでございまして、別段にそのチップをいただくために旅館の従業員がお客様にサービスするわけ

ではございせんけれども、結局、自然とサービスをよくするといふと、お客さんの方で感謝の気持を表わす、その感謝の気持がチップとなつて表われるといふような形でございします。これを旅館で五分なり一割にきめてしまふことがいかに悪いかといふことになりまして、これはまた非常にむずかしい問題でございまして、きめてしまふといふと、お客さんのいろいろなサービスの点においては、従業員は、どういふような態度をとつても、お客さんのチップは一割つけ出していただくのだといふような気持になられても困りますので、これは理想といつても、そういうものは本来宿泊料のほかに一切いらないのだといふことに、これはきめてしまふべきではないのでございしますが、これは昔から長い間やつて参りました慣習でございします。で、ここで急に廃止するといふことはなかなか困難だと思ひます。しかしながら、そういう例はございします。現に長野県で二、三軒そういう方法でやつております。絶対にお客様からサービス料とか、チップはいただきます。宿泊料だけであつたはたかかないといふ方法で非常に繁盛しておる旅館がございします。そういうふうに、全業者が考えを一つにまとめてしまふといふことになりますれば、非常に簡単でございしますけれども、長い慣習、また、その旅館の経営の設備の大小とか、経営の方法とかいろいろございまして、なかなかこれを単純にきめてしまふといふことも困難でございしますけれども、申し上げました通り、環境衛生関係の適正化の法律ができまして旅館同業者組合ができまれば、適正化規定も

設けまして、そういうような問題についても解決する方法があるんじゃないか。つけ出しの方法でもつて——会計に五分なり、一割をつけ出すとか、全然廃止してしまふといふようなこともある程度まで適正化法を設けることによりまして解決がつくと考えております。

そしてこの従業員のチップと給料の関係でございしますが、もちろん給料をチップの関係に依存させるといふことは、はなはだ旅館営業の経営として不明瞭でございします。で、当然旅館経営としては、従業員の給料も含めた宿泊料といふものの定め方を、もう少し合理的なはつきりした体制に営業方法をもつていくというのが、これが当然であると考えております。これもまた、近い将来の問題で解決をつけたといふと考えております。

それからその次の修学旅行団体の扱いの問題でございしますが、これは食中毒とか、それからそういうふうな食害によるいろいろな中毒の問題、その他についての旅館側としての対策でございしますけれども、これは各保健所と連絡をとりまして、春秋二期、その春秋二期のほかに、その中間においてもやりますが、年に三回くらい検便をするとか、健康診断をするとか、従業員の健康診断、もちろん営業に携はりまする主人側も当然であります。そういうような健康診断、検便等、あらゆるいろいろな方法を講じて、そういうような伝染病の問題とか、それから食中毒の問題、保健所で従業員を集めまして衛生講習会をやるとか、中毒の問題、伝染病の防止といったよ

うなことに対策を講じて実際にやっております。

それから貸ふとんの問題でございませうけれども、これは確かに現在学生団体を使いますところでは貸ふとんを使っております。これもなかなか収容力の点と関係があるのでございしますが、普通のお客さんならば六畳へ一人であるとか、八畳へ一人とか、二人とかという工合で寝具類もそんなに要らないのでございませうけれども、修学旅行の団体の学生になりまると、宿泊料が三食食ふまで二百五十円、三百円から四、五百円までということになっておりまして、非常に宿泊料の点が低廉であるために収容力をふやすことによつて、宿泊料の低廉な点をカバーするといふようなことがございしますので、自然とこの旅館に設備してございする寝具類では間に合わないといふような場合が多々ございしますので、当然そういうような場合には、足りない部分をふとん屋から借りて参るといふことにしております。しかしながら、それにしてもちろんカバーなどは貸ふとん屋の方からつけてくるのが当然でございませうけれども、それをこちらで借りました場合に新しいものに変えてつけるといふような手数をかければいいんですが、なかなかそこまでいっておりませんが、まあ嚴重に考えた場合には、いろいろ衛生上の点から心配な点がなきにしもあらずでございしますが、実情をいたしましては、今申し上げました通り、貸ふとんも全部が貸ふとんではなくて、一部不足分を借りて参る、それについてはちろん保健所あたりでもよく注意をいたしまして、カバーを貸えろとか、いろいろな注意は与えら

れて参っておりますが、しかしながら、その通り十分に注意してやつていられる業者もございませうけれども、そうでない業者もございませうので、こういう点は将来の問題として大いに考えなければならぬと考えております。

それから客室数の制限でございませうけれども、これは確かにお説の通りで、私どももいたしましては、過日の全国の旅館組合連合会の役員会の際に、今度旅館業法を改正する案があるそうだから、この機会に、旅館の規格として部屋の数は一棟どのくらいにしたらいいだろうかというふうな問題を

出しまして、いろいろ討論したのでありますが、その結果、少くとも七部屋以上なくちゃいけないんじゃないかと、そこで、実は私どもの全国旅館組合連合会の役員会では旅館の最低基準としては六畳くらの大きな部屋が七部屋以上。それですから、四十二畳以上なければいけないんじゃないかと、そうでないといふと、旅館営業としての正しい営業はできないんじゃないかといふようなことから、七部屋以上ということにきめたわけでございませうけれども、その後、厚生省の方へ伺いまして、懸案のいろいろの点につきましてお話を伺うと同時に、現在三間、四間、五間というふうな業者がたぐさん

現存しておりますので、そういうような点から、全国的な視野から考えた場合には、七部屋というのの時期尚早ではないかと、五部屋くらいでいいくべきではないかというふうなことをみんな考えたものですから、先ほど五部屋というふうな基準を出したわけでございませうけれども、本来ならば、旅館業として、許可営業として、そうしてい

ろいろのたび改正をしていただきましたような風俗営業の問題についても、普通の旅館としての利用方法で旅館を指導していただくというふうな旅館をしたら、客室数は少くとも本来ならば七部屋以上でないといふと、旅館業法の本来の趣意は困難だと考へるわけ

でございませうけれども、過渡期でございませうので、急にそこまで標準、規格を上げてしまふということとは現状にそぐわないような結果になるというところを考慮いたしまして、先ほど五部屋くらいというところを申し上げた次第であります。

○委員長(千葉信君) 午前中、御意見の発表を得られました方々に対する質疑は、この程度にしたいと存じます

が、御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。それでは午前中の質疑はこの程度にいたします。

参考人の方々は長時間にわたりまして、きわめて貴重な御意見を御発表

いただきましたことを深く感謝いたします。まことにありがとうございます。

それではこれをもって休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後一時四十三分開会

○委員長(千葉信君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員の異動を報告します。四月二十三日付をもって、久保等君が辞任し、その補欠として、藤原道子君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 引き続き、参事人各位から御意見の拝聴を行います。

最初橋本小学校長、吉川芳次君にお願いいたします。吉川君。

○参事人(吉川芳次君) 本日は旅館業法の一部を改正する法律案につきましてお召しいただきました参上いただきした。私に改正の旅館業法についてでなく、多分実情がどうであったか、実情がどうであるかということについて参考意見をということと思ひまして、それについて申し上げます。

私の学校の地域に旅館、いわゆる何といふまじょうかさかさクラゲと言われる旅館ができましたのは昭和二十八年でありました。私現在校に赴任いたしましたのは二十七年でござい

ますが、そのときは学区内に一軒もなかったものであります。最初でございましたうちに参りましたときには、「どういう旅館ですか」とお聞きしましたところ、これは富山県の寮であるといふお話であつたのでございませう。その後、続々とできまして、現在三十三軒学区内にございませう。私の学校の児童は八百でございませう。それに比較して

してもいかにたくさん旅館があるかといふことはおわかりになるであらうと思ひます。その旅館の業態そのものは非常に問題であつたわけでありませう。朝早くから、あるいは昼休み、あるいは夜おそくというふうな非常に次から次へ客が来まして、いわゆる席の暖まるひまが出なくて、席が暖まっているひまがなくなつて、出されていくというふうな状態がかなり出されていくというふうな状態でありませう。部屋のあくを廊下のソファで待っているというふうな状態であつたようでありませう。

でありますので、旅館としましては非常に成績がいいわけであつて、金をかけても三年たてば元が回収されるまで言われておつた次第でございませう。

なお子供の方の面から見ました場合に、うちの二階から裸の状態が見える、あるいはあられもない姿が見える、下からも。おふろに参りまして、おふろに二人がふざけていて、それが片方の年をおふろで聞いている。「あんなに幾つですか」といふような状態もよくあつたわけでありませう。その他数え上げればもうしたような状態がたくさんにあるわけなんです、こうした状態は戦後道徳の頹落、特に性道徳の頹落がもたらしたものであらうと思ひます。これはあえて旅館のみが悪いといふことは言えないと思ひますが、これは利用者にもその罪があるわけ

です。昼休みに自家用車で来て帰るといふような状態のものは、これは利用者が悪いのではないかと思ひます。しかし、それが次から次へといふほど来るようになって、資金回収が三年たてばできるといふような状態であることは、そのいわゆる休旅客のいかに多いかといふことが言えるわけでございませう。その休旅客そのものにもいろいろの種類があるようです。年令差が非常に大きいといふこと、男が年をとつていれば女が若い、女が年をとつていれば男が若いといふような状態、なお、オーパーを脱いだらセーラー服というふうなものもあつたようです。そうしたような状態が昨年度から特にひどくなりまして、それがために、私の学校の地域の父兄が十二月二十一日の父兄大会をもつてこの運動を起し始めたのでござい

ます。幸いこの四月一日建設省告示

でありますので、旅館としましては非常に成績がいいわけであつて、金をかけても三年たてば元が回収されるまで言われておつた次第でございませう。

なお子供の方の面から見ました場合に、うちの二階から裸の状態が見える、あるいはあられもない姿が見える、下からも。おふろに参りまして、おふろに二人がふざけていて、それが片方の年をおふろで聞いている。「あんなに幾つですか」といふような状態もよくあつたわけでありませう。その他数え上げればもうしたような状態がたくさんにあるわけなんです、こうした状態は戦後道徳の頹落、特に性道徳の頹落がもたらしたものであらうと思ひます。これはあえて旅館のみが悪いといふことは言えないと思ひますが、これは利用者にもその罪があるわけです。昼休みに自家用車で来て帰るといふような状態のものは、これは利用者が悪いのではないかと思ひます。しかし、それが次から次へといふほど来るようになって、資金回収が三年たてばできるといふような状態であることは、そのいわゆる休旅客のいかに多いかといふことが言えるわけでございませう。その休旅客そのものにもいろいろの種類があるようです。年令差が非常に大きいといふこと、男が年をとつていれば女が若い、女が年をとつていれば男が若いといふような状態、なお、オーパーを脱いだらセーラー服というふうなものもあつたようです。そうしたような状態が昨年度から特にひどくなりまして、それがために、私の学校の地域の父兄が十二月二十一日の父兄大会をもつてこの運動を起し始めたのでござい

五百三十四号で文教地区に私の学校の地域並びに千駄ヶ谷地域百三十五万坪が指定されましたので、今後旅館は建たないことになっているわけですが、なお、こうした状態は個人の問題ばかりでなく、家庭の破壊であるというところを強く強調したいと思っております。そうしたところがあるために、それを利用することによっての家庭の破壊、これも非常に問題にしないでならぬ、この春から渋谷区の問題は、協議会におきまして、業者との話し合いによる自衛要項の交渉等をいたしたわけでありまして、自衛している姿はやや見られるのでありますが、実態がどうであるかということはまだはっきりわかりません。特に目に余る業者というのは先ほどの組合の問題がございましたが、組合に入っていない業者が非常に多いのです。これは三国的な系統の人が組合に入っておらないのです。この旅館業法の一部改正につきましては、学校としまして第四項と第六項になるわけですが、これは渋谷区の三法協議会におきまして、これを打ち合せをいたしまして、三法協議会には教育委員会が今度入って組織されているようになりまして、そしてこの第四項、第六項を強くしていただきたいというところを環境対策協議会としても希望する次第でございます。

なお、旅館の建つ状態、あちこちにごさいます、旅館の建つ状態などにしますと、旅館ではない、最初看板はすきと書いてあります。それができ上りまして開店の日になると旅館と看板を交えてしまうという実情もあるわけですが、その後の白濁の程度につきましては先ほど申し上げましたが、今後はお業者に對しまして、全部が悪いとは言えないと思っております。とにかく私の地区のところは善良の風俗が害されるというふうなこの第一項目のところの一番そうなりやすいところでありまして、この善良の風俗を害されることがないように、必要な規制ということを強く打ち出していただきたいことをお願いする次第でございます。なおまた、御質問等あれば、実情につきまして、一応以上申し述べました。

○委員長(千葉信憲) 御苦労さんでございます。

○委員長(千葉信憲) それでは次に充春対策国民協議会国会对策委員長本多シズエ君にお願いたします。

○参事(本多シズエ君) 私ども充春対策国民協議会といたしましては、充春防止法が通りましたけれども、御承知の通り、大へんさる法案でございます。先ほど阿部先生は水も漏らさぬさるだとおっしゃいましたけれども、実際は水の漏るさるなんでしょう。そこで、私どもといたしましては、このさるの目を締める意味におきまして、やはり旅館業法とか、建築基準法とか、飲食業法そのほか、現在ございませう性病予防法というふうなものを實際完全実施をしてもらいたいということ

で、いろいろ各省に陳情いたしてきておるわけでございます。ところが、今回こういうふうな私どもが考えておりました旅館業法の一部が改正されるというところに対して、私どもといたしましては非常に喜んでおるわけでございますけれども、ただその今度の法案の改正にはいろいろ疑義があるというところを申し上げたいと思っております。しかし、今日充春の実情というものが非常に深刻でございます。決して何かそれが完全に実施できないというふうな状態でございますので、ぜひとも赤線と青線がなくなつても、白線が生まれてきて、擬装転業というふうなこともございまして、現実には場所の問題などは白線のあり方だろうと思つてございまして、何と申してもまずこの第一項におきましては絶対に大事な条項であらうと私も考えておるわけでございます。先ほど善良の風俗を害されるということで阿部先生も申しにございまして、おられましたけれども、これがもしなかったら、この旅館業法の一部の改正ということには何らの新しい役割を果せないのじゃないか、しかし、こういうふうな打ち出されておりますけれども、法案を拝見いたしますと、実際にこの問題がどうやって解決されるのか、その点で私は非常に不安を感じておるわけでございます。また、旅館業法の第五條が改正されておらないという点もこの第一の問題と関連して非常に私は不徹底じゃないか。しかし、こういう問題点はございまして、旅館業法がこの際一部改正されることによって、何

としても充春の問題をぜひ取り締めていたいただきたいということで、私どもはこの法案が通過することを心から願つておるわけでございます。しかし、この中で私が非常に残念に考えておりますのは、旅館とそれから飲食店とが兼業されるという問題は、先の厚生省の案におきましては、これも取りやめにするという、改正されるというふうな何てございまして、今度の場合はこれが、なぜか取り除かれた。全国五万四千以上の旅館の中で正しい旅館を営んでいらっしゃる旅館はどのくらいおありになるかわかりませんが、私も、その温泉マークとか温泉旅館におきましては料理と兼業している場合が多くて、そういう場合にはやはり芸者がそこに出入りする。温泉の場合などは女あんまというふうな者もそこに出入りいたしておりますが、そういう問題はやはり兼業というところにおいて非常にこれは問題じゃないか、こういうことについて厚生省ならば厚生大臣が御調べになったことがあるのかどうか、これはぜひともこの場合、これは取り除かれましたけれども、補足するならばこの次の段階において、ぜひともこの問題は改正していただきたい点と申し上げたいと思つてござい

ます。それで私どもといたしましては、この旅館業法の改正は、充春防止法を完全実施する。これとこれの一環としてきめられたものじゃないかと、そういうふうな考えておりましたけれども、提案理由の説明を拝見いたしますと、その中にはなるべくそれには故意に触れないようにしていらっしゃるようでございます。ただわずかに風俗に關する点において、加味しなければならぬ社会状態になったので、それに対処するためにこういう社会を作るのだというふうなことがかすかな糸でつながつて、充春の問題におわしておるという程度でいくというところを私ども非常に遺憾に感じております。まあ委員会を傍聴いたしましたところ、神田厚生大臣も、絶対に充春防止法の完全実施となつたところの旅館業法の改正ではないのだというふうなことをはっきりとおっしゃつておられますので、そういう点も私どもこのように長い月日をかかりまして、ようやく充春防止法案を作らせたという、この婦人の闘争の長い歴史を通して勝ち取つたこの防止法が完全に実施できなかったならば、実にこれは意味のないことであると思います。そういうふうな一環としてぜひこれはもう少し強化していただきたい。しかし、現在これがよいのでございまして、今回はこれを通していただきたいとは思つてござい

ます。今後の問題として、やはりその充春の問題に関連して、私どもはもう少し強化された面がほしいということを希望いたしておるわけでございます。それから保健所におきましては、旅館に關係したところの職員は、わずか一人というところを聞いておりますが、こういう問題に對しまして、どのようなやり下さるのございまして、四月一日から保護規定が行われておりますし、来年の四月一日からは刑罰規定が施行されることになっておりますけれども、その手算面というものが非常に少いために、婦人相談所も婦人相談員

も、まだ四月一日から一斉にすべり出せないというような現状でございます。従ってまた、そういう問題におきまして、開店しても休業というような形が行われる。また、地方財源にその予算がゆだねられておるために、地方におきましては、せっかく義務規定であるにかかわらず、婦人相談所を作らないというようなこともございますので、今度のこの旅館業法が改正された場合、何とかその保健所における旅館を扱う職員の方をもう少しふやすとか、また、そういう面の予算措置というようなことも十分やっていたらいい、法をきめるだけが能じゃなくて、法がきまったらその予算措置というようなものに對してても、十分な御考慮が願いたい。これは完全実施の上においてぜひとも法だけきめることじゃない。実際に運営されることだろうと思いますので、そういう点におきましても、私どもは非常に不安を感じておるわけでございます。まあそういうふうに、いろいろ私どももいたしましては多くの問題があるわけでございしますが、この第四条におきます学校周辺百メートルの区域に、もうこういう旅館は、規定に沿わない旅館は置かなないというこの四条に對しましては、これは私ども充春国民對策協議会の立場と同時に、私も子供の母親でございますので、PTAの一人といたしまして、も実に鳩森小学校のお母さんたちがどうなんかに御苦勞なすったかということを感じておるわけでございます。

たと思います。それと同じ被害を鳩森の子供たちが受けた、そのお母様方のお気持ちを考えると、このたとえ、今日旅館業というものは決してそういうものではないとおっしゃいまして、現在の社会状態におきましてはそんなことでは言いのがれはできない。実際子供の母といまして、そのように子供が悪化するということとは、この次の時代を考えてもそうとすることだと思ふのです。従つて、自分の子供だけがかわいいではなくして、すべての子供を愛さなければならぬといふ今日の時代におき、また、児童憲章におきまして、すべての子供は正しい社会環境の中に育てなければならぬと言ひながらも、今日の社会状態といふものはそういうものを常に配慮しておらないという実情でございます。こういうことはやはり子供だけの問題ではなくて、社会環境ということ、これはやはり兜春を禁止しなければならぬような今日の日本の社会といふものを考えるの中にお入れいだいて、そうして良識によつて決して事の解決しない今日の社会のあり方、道徳の低下している日本の現状を考えましたならば、やはりこうした規定はもう少しきびしく規定しても決して悪くはない、そういうことを規定しないことにおいては、なかなか解決はしないといふふうに私どもは考えておるわけですから、これでお通しいただくのもけっこうですが、このあとにぜひとももう少しきびしいものを入れていただきたい。それからこの言葉におきまして、もう少し強くおっしゃつていただいていいのじゃないか。表現というものがやはり大事だと

思いますから、そういう意味ではこの言葉の中のそうした非常にいい点、ことに第七番目におきますところの今まで、過去、業しておりました人たちに對しましては既得権を認めて三年間でございますか、従前の構造設備の基準に基いて営業を営むことができますより規定を設けるというような点がございしますが、この法律の施行と同時に、その人たちは規定に合ったものとして認めて存続させるということ、この点におきまして大きな問題があるのじゃないかと思えます。というのは、その業者の中に棉森などの一つのは、例のように、温泉マークの人たち、そして白線の状態をやっておる温泉旅館、あるいはアメリカのように今度コール・ガールのシステムを、そういうところを根拠としてやっておるといふようなことがぼつぼつ起っておりますし、今後業者の転業とつながってそういう問題がどんどん出てくるのじゃないか。私どもは、防止法案のざるの目のあるところをねらって抜け道を考えながら、あくまでも究春を温存しようというところの行き方がはつきりとわかつておりますので、そういう意味からまず旅館法から改正していただき、おいおいこのざるの目を續めていただく、こうと考えておりますけれども、そういう点で、今度の旅館法の改正には非常に賛成いたしております。よろしくお願いしたいと思います。

以上、そういう点からもう少し今後の改正に對しましては、もっと厳格な点もお考えいただきたい。今日の社会状態というものは、先ほどの人権じゅうりんの問題もございますけれども、あえてそのような犠牲を払ってもやら

なければならぬほど現実というものは醜いことになっておりますことを御認識いただきたいと考えておるわけでございます。

いずれまた御質問がございましたら、お答えいたします。

○委員長(千葉愷君) 御苦勞さんでしめた。

○委員長(千葉信君) それでは次に、日本経済新聞論説委員、神田道德君にお願いいたします。

○参考人(神田道德君) ただいま議題

になつております旅館業法改正案は、さきに参議院の文教委員会、鳩森事件に関連しまして、学校環境維持に関する特別措置立法を御検討になっておられた、それに関連しておるものだと考へるわけでございますが、参議院が衆議院に先がけまして、非常に子供のために心胆を碎かれておることに對しまして、まず最初に深い敬意を表します。

さて、本改正案についての意見でございますが、私は結論を先に申し上げましますと、賛成いたします。理由は三つございます。

第一は、子供たちに対してもっともつと思ひやりのある政治、親心のこもつたあたたかい政治があつてしかるべきだと考えます。その一つの表われが本改正案だからであります。

終戦後十二年たちましたけれども、おとなに対する遊び、また遊び場は非常に多いのでありますが、子供たちに対する遊び並びに遊び場というものは非常に少いのでございます。そのため彼らが悪い遊びもしまいし、非常に不良化の問題も今日起っております。

す。そこで、別して憲法だとか、あるいは兒童憲章を持ち出すまでもなく、とにかく彼らを人間として正しく育て、また、不良化を防止するためには、やはりいい遊び場、いい文化財、そうしてまたいい環境を作つてやることが、これが私はおとなの大きな責任だと確信をいたします。国の宝であり、また、社会の鏡であります少年、少女を、もつとあたたかく育ててやる、守つてやる、そういう意味で本改正案はその趣旨に沿うものだと思ひわけでございます。

第二は、教育と学校環境でござい
ますが、これについて二つの意見がござ
います。どんな悪い環境でも、教育の
力によってその悪に對する抵抗力の強
い、免疫性のある子供たちを作るのが
教育だという意見であります。それに
對しまして一方では、いや、もう、と
にかく環境を整備してやるのが絶対
条件なんだという、この二つの意見で
あります。

教育の力によりまして子供を悪に對して抵抗力のある、免疫性の強い者に仕上げることができまするならば、これはけっこうでございまして、現に東京都内でもそういう例があります。その教育者諸君には私は敬意を表しますけれども、私が今日日本の教育なり、教育者諸君の現状を見ておりまして、まだ私は教育の力だけによつてこの子

供たちを正しく育てていくことができるかどうかについては、私は大きな疑問なり不安を持っております。まだです。だ今日の教師諸君の力では、そこまでは行きつつかんのじゃないかという大きな疑問を抱きます。そこで、孟母三遷の教えということ、これは、こんなこと

を申し上げるまでもありませんけれども、やはりいい環境を作つてやつて、さらにその上でいい教育の力でもって子供たちを育ててやつたならば、非常にすばらしい成果があるのじゃないか。どうも先生諸君の中にも、民主時代になりましてから、非常に確信というのですか、自信というのですか、そういうものがあるやうで、何でも子供たちを自由にさせるのが民主教育だというふうなことをお考えになり、現に実施している例を私は知っておりまして、やはり欧米の民主国家における民主教育の実情を見ましても、その中ではやはりきびしい訓練としつけをやつております。ですからいい環境を与えて、さらにその上でいい教育を与えなければ、まあ、いわば鬼に金棒でございまして、りっぱな子供たちが育ち、自然的に社会も国家もよくなるのじゃないかというわけでございます。今日の教育は御承知のやうに、学校、家庭、社会三身一体の協力によるわけでございます。われわれ社会の者がその義務を果す意味でも本改正案ができると、成立するということは非常に意義のあることだと感じます。

第三番目は、営業の自由と憲法との関係でございます。経済の成長ないし発展は、私は民主主義的な政治体制のもとにおいて一番大きく発展し、拡大するものだと思つております。その意味で、企業自由の原則というものは確立されることがいいと思つております。そこには限度がある、憲法十二条でもはっきりしておりますが、やはりわれわれ個人の自由なり、権利というもの

のも乱用されてはいかぬのであります。公共のためにこれを利用する義務を負う、責任を負ふとあります。やうに、やはりそこには公共の福祉というものを大前提になくてはいかぬ、十二条にも、居住なりあるいは移転、営業選択の自由ということが明記してございまして、それでもその中にさへも、公共の福祉に反しない限りという条件がついておるわけでございます。また、本改正案を拝見いたしました。また、この今までの旅館業法を拝見いたしました。第一条に「その経営を公共の福祉に適合させることを目的とする」とありまして、やはりいかに、やはりこの公共の福祉ということを前提にすべきであります。この本法にありますが、これは全然同意であります。本改正案が施行されますと憲法違反になりやせぬかという、いろいろなうわさを聞いておるわけでございますが、この程度の規制立法は決して私は憲法違反にはならぬと考えるわけでございます。

次に、法案の内容でございますが、これについて三つ希望がございます。第一は、第三条の設置制限の項に学校の規定がございまして、その中から大学を除くと言つてありますが、これはまあ一体どういうわけだろうかということでございます。大学はすでにもう成年に――りっぱな教育を身につけたものだから大丈夫だというお考えかと思ひますけれども、まだ彼らは若いのでございまして、また、われわれの経験に徴しても、大学の教室の窓から百メートルぐらいのところにさかスカラゲがあつては決して私はい

教育はできぬと考えるわけでございます。従ひまして、学校教育法にはちゃんとあそこになくさんの学校が並べてある、その中から特に大学を中止したのはどういうわけか、第八条の二に、国立大学の学長は、当該学校の敷地の周囲におおむね百メートル云々と書いてあります。それについて学校教育を進める上で悪いと思つたらば、都道府県知事に意見具申ができる、こう出ておりますが、これはもうもちろん国立大学付属の学校についての意味だろふと思ひますが、しかし、ここには別に――、八条二には国立大学学長といふ点から見ておるわけでございます。それから、それならば私は特にこの学校の中から大学を削除する必要はないのじゃないかという気がいたします。

第二は、周囲におおむね百メートルとございまして、果して百メートルぐらいでないものかどうか、もう学校の窓からちよつとのおき、また、学校の往復のところで百メートルという、ほんとうにわずかな距離でございまして、まあこれが健全な旅館があるならばよろしいのでございまして、さかスカラゲがそこいらにあつたとしても、私はやはり百メートルぐらいではあまり意味をなさないのでないか。できるならば三百メートルとか五百メートルとか、さらにこの距離を拡大してみたらどうかというふうに考えます。第三番目は、第四条で営業の施設について規定しておりますけれども、これは内部の施設についていろいろとむづかしい条件をつけておるわけでございますが、私はやはり外部について、つまり広告などについても少し触れていいものじゃないか、パリでは看板一つ建てますのにも、市役所の許可が要ります。また、最近はいふ外国人が来訪して参りますが、それも一口で、何かといへば、日本のこの旅館の設備の悪いこと、道路が悪いこと、そしてまたあの醜惡な看板の乱立を指摘しております。最近アメリカの観光客が鎌倉の市長に、街頭放送と商業広告の乱立にがっかりしたという手紙をよこしておりますけれども、やはり、もう今日は宣伝の時代でございまして、やはりそういう外部の規制についても、何か一言触れてもいいのじゃないか。もちろんこれにつきましては政令で規定するやうに、どうも考えられるのでございまして、政令でなく、この法律の中に一つ、一本筋を通すということも肝要じゃないかという考えでございます。なお、罰則が非常に甘いやうにも感じられます。これはまた、刑法とかその他の何か古い法律が、やはり軽いものでございまして、それがその関連でこれをきびしくすることができないという点もありかと思ひますけれども、五千円ぐらいの罰金じゃ商売をしておる者には大したことでございまして、罰則を少し強化されたらどうかというふうな気もいたします。

最後に、これは私の希望でございますが、ただどういふ改正法律を作り、改正しただけでは、私は意味がないと思つてございまして、やはりそれを厳重に施行しなければならぬわけでございます。その点についてどういふ御配慮があるか、現に保健所などは、環境衛生なり、公衆衛生について指導監督できるというふうになっておりますけれども、この間、発表されまし

した行政管理局の保健所の監察の結果によりまして、医師のない保健所があるというところが出ておりますので、ただこの旅館業法一つだけをやれば、すべてこの社会環境がよくなり、子供たちが正しく守られ、また、旅館の設備もよくなり、従つてまた、観光事業にも大きな推進力になると考えたら、私は考えがどうも少し小さいんじゃないか、やはり総合的にやらなければ、しかもみんなが協力してやらなければ意味がないというふうに感ずるわけでございます。その点、私は国会の皆さん方が、国政の監督のお立場にございまして、憲法にもございまして、国政の調査権をお持ちなんです。ですから、どうか単にこの法律の改正だけでなく、すべてこの総合的に国政を推進し、また、監視していただく。そのために世論がとやかく、どうこのやうなやうなことでなく、国会自身がもっと大きな権威と見識と勇気とをお持ちいただきまして、先手々々といつぱな政治をやつていただきたいというのが私の悲願でございます。

いずれにしても、兜春防止法が施行されまして、もう営業があるとか何とかいろいろ言われておるわけでございますが、今度の旅館業法の改正と、もう一つ国辱ともいふべき人身売買、これは絶対に私は根絶をしたいと思いますと思つておるわけでございます。日本全体が子供たちにとつていい環境であるやうな政治を、一つ国会の皆様が心からお願ひをする次第であります。

なおまた、社会教育の重要性を一つ考へていただきたいと思つてござい

ます。もうすでに、本年度予算にいたしました。今までの予算にいたしました。日本では教育といいますが、すぐ学校教育に重点を置きがちでございしますが、予算を見ても、とにかく九割九分九厘までがほとんど学校教育でございしますが、いかに社会教育が必要か、子供たちのためにいい環境を作る、いい文化財を作る、それからまた、われわれ自身が明るい楽しい社会を作る、それにはやはり社会教育がこれからはますます重要視されなければならぬと確信をするわけでございまして、その意味でいささか釈迦に説法、お門違いなところもございしますが、本委員会におきまして、さらにさらに、社会教育の重要性につきまして国政をリードしていただくようにお願いをするわけでございします。

○委員長(千葉信信) 御苦労様でした。

○委員長(千葉信信) それでは次に、東京都カフエー料理組合連合会会長鈴木明君にお願いいたします。

○参事(鈴木明君) 私がカフエー料理組合の代表でございしますが、私が意見を今日求められましたのは、私たちが今転業という大きな仕事に取り組んでおります。この転業と旅館業の改正に何か関係があるということで私の意見を求められたことと考えておりますので、その点だけで一言申し上げておきたいと思ひます。

来年の四月までに、私たちは究極防止法に従つて転業をいたさなければなりません。そこで今全業者が非常に真剣になって、いかにして転業をしたか、将来の営業と即生活の安定が得られるか、こういうことで苦勞をいたしておるのであります。しかし、何にしても、どこに小ざくても数十軒、あるいは大きなのは数百軒、それも長い間盛りの立場をとつてきましたので、どの商売に変わつたらこの集團としておる業者が新しい営業についていかれるか、従つて生活もできるか、こういうことになりまして、きわめて大きな不安と見通しの困難さを持つておるやうなわけでございします。しかし、時期は毎日迫りますので、どうあつても転業しなければならぬと、こういうことで日夜苦心をして具体策を練つておるわけで、いまでも来年の四月一日には転業いたすのでありますから、一日も早く転業いたしたいと覚悟をいたしておるわけでございします。そこで、この法律、旅館業法の改正でありますけれども、世上伝へるところによりまして、私たちがこの転業に旅館を利用しようとして、いろいろに考えているやうにうわさされておられますけれども、私たちはそういう考えを毛頭持つておりません。よしんば私たちに全部旅館に転業しろと言われても、私たちはどうしてそんなことはできません。ただ私がお願ひ申し上げますことは、地方の状況、その土地の状況とその施設の状態と、そしてその人自身の転業意欲によりましては、やはり旅館にりっぱに転業更生いたしまして将来営業することの方が一番適してゐる、そしてまた、土地の要望にもこたへ得るといふやうな所が所によるとございします。このやういふ面はぜひ一つ育成して手をかけていただいて、一日も早く転業できるようにお力添えをしてやっていただきたいと、かように考えるわけで

あります。最初いろいろ苦悶流布されるのであります。この旅館業の改正の一つの目的の中に、すべて私たちの従来の立場から再び悪いことをやるだらうというおそれのあるためにそれから閉め出すのだと、こういうふうないろいろうわさされておりましたけれども、いたしましては原案を見ますと、そういうことは毛頭ありません。で、私たちは正しい立場からぜひとも転業いたしたいと心から念願しておるやうなわけでございまして、ただ、将来旅館を悪用して従来のわれわれのやうなことをやろうとは毛頭考えておりません。ただ、ひたすら転業と言ひましても、ただいまの状態ですべてを業者の責任にまかされておまして、業者自体の力だけで転業しろ、こういうやうな立場に置かれておりますので、その点きわめて遺憾に存じて、何ほど業者が奮闘いたしまして、私たち自身にとりましてと、一身をあがての大きな革命でございします。この革命に願ひに従つて生き返ろうとしておるわけでございしますから、どうぞ各先生方も、あるいは政府の方々も、われわれの転業に対してぜひともあたたかい御理解と御指導をちょうだいしてこの転業を完成したいと、かように考えておる次第であります。

○参事(吉川芳次君) それでは、たゞいままでお述べいただきました各参考人に対して、御質疑のある方は順次発言をお願いします。

○参事(吉川芳次君) それでは、たゞいままでお述べいただきました各参考人に対して、御質疑のある方は順次発言をお願いします。

○参事(吉川芳次君) それでは、たゞいままでお述べいただきました各参考人に対して、御質疑のある方は順次発言をお願いします。

定されたから、今後は旅館は建たぬといふやうなお話をちよつと承つたように記憶しておりますが、それはさうでございしますか。

○参事(吉川芳次君) そうです。

○参事(吉川芳次君) 私は東京都のことはよく知らないんでありますが、文教地区に指定されますと、東京都ではもう旅館を建てることのできないことになるのであります。その点はいかがでありますか。

○参事(吉川芳次君) 建築業法の中に、第一種文教地区と第二種文教地区がございしますが、第一種文教地区にしまして、第二種文教地区にしましては旅館は建てません、文教地区の中に。

○参事(吉川芳次君) 先ほどお話しになりました、先生の地区の周囲におきましては、在来の旅館の方々が自衛をしておられる、それ自体はどういう内容かわからぬけれども、表面上はとにかく自衛しておるといふやうなお話でございしましたが、先生はたゞいまのやうな状態でございしましたならば、先生の学校におきましては教育上差しつかえないと考へておいてございしますか。

○参事(吉川芳次君) 自衛申し入れしましたことは、いろいろございしますが、先ほどの日本経済の先生からお話のありましたやうな、看板の問題、その他いろいろの条件をつけて自衛してらつてゐるわけですが、あるいはネオンの問題、排水の問題、その他自衛要項に入つてゐるわけですが、その自衛そのものが現在まだその一月や二月では向うからもできないという旅館業者からの話もございしましたが、いわゆる

すから、その規制もやはり同じにしてもらわなくちゃならないと思います。が、特に先ほどはかの先生方からお話がありましたように、特に学校の周辺百メートルということは、ぜひこれ

を入れたいだきたいと思ひわけです。

○片岡文童君 鈴木さんにつ、二つお伺いしたいのですが、先ほど御意見を伺っておりますと、来年の四月まで、つまり三月三十一日までに是が非でも転業しなければならぬからという事で非常な御苦心をなさつておられる、ただし、旅館転業は考えていないというお話ございました。ところが、私どもが聞いております話では、現在かかえておる女をそのまま連れて旅館に転業をしていくというものもあるように聞いております。すでに何と言いますか、かがわし飲み屋に転業をして、たとへばせんだつてのある地方紙でしたが、これにはいろいろな符牒で取引をしておる。たとへば銚子一本、ビール一本、おつまみもの、こういうことで

いろいろ取引をしておる。これは調べてみると、赤線地帯から転業をしてこられた人である、こういう話も聞いておきます。しかし、さらによく聞いてみますと、これはその同業の組合員であつた者と、なかつた者で、だいいち転業の方と法や転業先が違つておるようです。今組合に加入しておられる者と、それから非組合員、つまり加盟しておらない者との割合は一体どれくらいになつてゐるのか、

おるのかというのを一つお尋ねしたいのであります。私は旅館転業を考えていないというふうにお聞きしたのですが、転業したいということの御希望のようですから、これは私の聞き違いだと思いますので訂正いたします。

それから転業をするについて、お困りになるのはもちろん転業資金の問題だと考えますが、従来長く営業をしておられた方にして、あるいはまた、戦後そういう商売に入られた方も相当あるそうです。いずれにせよ、開業に当っての資金は調達できたはずで、特に戦後営業を始めた人たちは、その開業に当っての資金は調達できたはずであります。しかるに、今転業しようとするときにはその転業資金がない、開業のときの資金によって調達した、その現在使用しておる施設も担保にしようと思えばできるわけであり、担保にもできるわけであり、開業のときよりむしろ困難は少いんじゃないかと思うのですけれども、そういう点どういふふうにお考えになつておられるのか。

それから商工中金とか、国民金融庫とか、いろいろ庶民の金融については足らぬながらも現在機関があるはずで、そういう機関について、個々の信用をもつて融資を受けようとする場合には、信用程度の調査、その他いろいろ困難はありましようけれども、たとえば組合長としての鈴木さんがこれを裏書きされるとか、あるいは組合として団体でその資金の交渉に当たるとか、何らかそこにも私は積極的にやりになければ方法があるのではないかと思うのですけれども、資金調達について困難であるという、その困難を感じられますまでにとられた処置、どういふ方法を具体的ににとつておられるのか、それが一つ。

鈴木さんの勤でもつてつてですが、一体どういふ方面に最も多く転業をしようとなつておられるか、また、しているか、また、旅館を希望する方が多いのか、あるいはその他の商売に転業される方が比較的多いのか、できればその割合を二、三にわたつてお知らせ願えればなおかつこうだと思ひます。とりあえずそれだけについてお伺いしたいと思ひます。

○参事(鈴木明彦) 先に、旅館業に転業するといふ点を願ひがあつたようですから先に申し上げておきますが、私たちが旅館業を全部希望しているうちに一部伝えられておりましたために、私たちは全部が旅館業を希望しているといふことはないと申し上げたのであります。ただ所によりますと、数十の部屋を持ち、そうしてまた、主人自身の転業意欲が、いろいろな旅館に転業していききたいというのが地方においてございまして、旅館業としてつづいてやつていって、転業してもらいたいというふうに考へてゐるわけでありまして、実情に即して転業をしてもらふように考へております。

それから私の方の業者が飲み屋その他に悪く転業してゐると、こういうお話をございまして、私たちの組合員はいわゆる昔の公娯あるいはこれに類似した団体だけが組合員になつております。ただカフェーですと、あるいは地方においてはすでに旅館の許可のあるものもあるやに聞いておりますが、大部分は料理関係、カフェー関係これが一番多いようございまして、そうして私たちの組合をやめて、今の仕事をやめて、そういう今御質問がありましてたよりな飲み屋その他で、いわば法律の裏をかいてやつていこうというふうな転業したというの、一つは私の組合の中では報告を受けておりません。それから組合の色分けでございまして、ただいま私の方の方はカフェーとしての協同組合法による協同組合を作つております。御承知のように、入会も脱会も自由でございまして、できるだけ社会に御迷惑をかけない、こういうことでたゞいままで協同組合によつてお互いに協力してやつて参りましたけれども、中には入らないのもございまして、たとえば吉原の私の地域に近しいものがあろうと思ひます。しかし、そのうちで私の組合に属するものは二百七十軒を欠けております。二百六十軒だと思ひますが、あとは第三国人、あるいは組合にあえて加入しないというふうな状態でございます。従つて、一般に赤線業者といわれて、赤線業者が旅館に転じたのじやないか、娯楽の問題のときには、赤線業者がそこそこ転業してきてゐるというふうな伝わりましたけれども、私の関知してゐるところでは、私の方の業者からあそこに行つて営業してゐる者は一人もございせん。そういうふうないろいろな同じような立場に置かれておりますので、いろいろと疑われておりますけれども、私の方から、ただいま申されましてたよりな飲食店その他に振りがわつて、従来通りの仕事を続けていくというふうな形で転業したというの

それから転業資金の点でございましてけれども、御承知のように、焼けたところと焼けないところがございまして、焼けないところは大きな施設を持つております。大都市はほとんど焼けております。焼けた所も、最初は建築法、その他がきつめて厳格でありまして、十八坪くらいが限度として許されただけでございまして、その後それぞれ状況の変化によりまして、自力で多少の増築、店舗の改造を徐々にやつて参りました。そうして現在のような規模に相なつたわけでありまして、そこで大体私たちの業者を自力的に考へますと、半数以上は借金その他を持つております。自己資金といふものは相当手薄である、こういうのが実情でございまして、そうしてもちろん今直ちにやめてもよろしい、やめられるという業者もあると思ひます。しかし、これもわずかに割が一割わずかの程度だろうと考へております。そういうふうな実情でありますので、ここで新しく転業いたしますとしますと、今までの施設を相当変えなければならぬ。それもしかも一ぺんに変えなければならぬ。そこで相当——多少手持ちはありませんけれども、今直ちにこれを新しい業態に変へるとしますと、やはり従来をこまごまとしたものを一ぺんに改造するといふようなことになりまして、やはり相当まとつた金が一時期に必要になる、こういうふうな状況でございまして、それから借入れでございましてけれども、現在私たちが許されておりますのは、銀行融資といひましても、ほとんど信用組合、信用金庫、そういうような程度の銀行だけしか融通をいた

だいておりません。それも大抵は日掛で、半年あるいは一年と日限を切りまして、そうして毎日の上りからそれを返済するといふことで資本を借りておりますので、ただいまのところは二十万円、三十万円、せいぜい五十万円というふうな程度で、この際相当の覚悟で転業いたしますと、少くともそれ以上、倍あるいは三倍というふうな資本が必要だと思ひます。それには現状の融資程度ではなかなか困難である。そうしてまた、こういうふうな状態になりましたので、こういうふうな銀行関係の方にございまして、私たちの方に対する融資といふものは、ただいまのところでは非常に気乗り薄でありまして、なるべく貸さない、むしろ今までの契約を一日も早く上げてしまいたい、そういうふうな傾向も多分にあるような様子でございまして、そこで私たちとしましては、ぜひ新しく、実情に応じて、決して大きなこととは申しませんが、それだけが転業と申しまして、新しい業種、あるいはその規模、その他によつてその数字は違つて参りますから、金額の開きは個人によつて相当あると思ひますけれども、それにいたしまして、大きなことを言つて、大きなやつをしたいといふような考へ方よりも、まず、できるだけ自分の力で、現実的な方面に転業したいとは考へておりますけれども、実情は一般が御存じのように、私たちの自己資金といふものはきつめて少いのが多いと思ひます。その点を一つ御考慮願ひたい。

それから全国業者の数でございまして、これは私の方の組合に入つてゐるものは全国で一万五千くらいだと思ひ

ます。そしてこれがどのような業態にしたいかということでございますが、この業者の大部分を見ますと、経営者は中年以上が多うございす。この中年以上の者が何にも経験のない新しい商売にこれからついて、そして一応生活の目安がついて、努力をすれば細々ながらも営業が成り立って生活が維持されるというふうな、見通しにつきますと非常に困難でございます。そこで、転業に対する心理的な不安が非常に多うございす。そこで、結局どうしても仕方がなければ完全にカフェー業になる、そして全然従来のような女から手を切ってしまう、あるいは料理店になる、こういうような希望者が今のところは比較的多かろうと思ひます。また、所によりますと、全員こぞって新しい転業方法を考へてゐるような所もあるようでございます。たとえば転業いたしまして、吉原の例を申し上げますと、数万坪の中に三百軒近いものがございまして、これをどのような面に転業したら営業が成り立つかという事になりますと、事実上極めて困難である。それはと申しますのは、今のような商売でありますから、お客が相当毎日数千も入って来るわけでありまされども、こういうものを切つてしまつたら、おそらくあそこへはほとんど人が入りません。そこで、もし入らないとすれば、どのような商売に就いて店開きをいたしまして、開店休業になるようなおそれも生じてくるようなわけでございます。そこで新しく完全な施設をして、そしてそこに人を呼ぼう、人によってそれぞれの意欲に応じた転業方法をとっていく、こういうふうにも

考へられて、こういう考へ方は各自ともいろいろと持つておるようでございますけれども、実情は、たとえば吉原あたりも地主がそれぞれ異なつて、おそらく百人、二百人の地主だと思ひます。そして三百軒の業者以外にも二百軒の普通の業者がまじつておる、こういうことで、具体的にあそこ新しい施設をどう作つたらいいかということになると、机上で計画は立ちますけれども、実行の手段になりますと、きつめて大きな困難が出てくるようなところで、実はどのような業種になつたとしても、いかに今のところ非常に迷つております。その一つの実例としますと、私の方でますとりあえずバーになつてみないか、バーなら女がいなくても簡単に酒も飲んでもらえる。それがどの程度かやってみようというので、最初二、三軒やりました。幸ひこれは非常に成績がよかったのであります。それでこれだけでいけるだろう、こういうので、それにまねて十数軒がばたばたとできましたが、もう十数軒になりますと、中には、これはしまった、投下した改造費も出ないというふうな状況に置かれておる者も出てくるような次第であります。そこで、どのような業種に就いて、どういふふうな転業資金を捻出して、そしてやつていくかということについては、業者としては非常に困難な立場にある。私がお願ひいたしますことは、ただいまのところは、転業が全部業者にまかされて、業者の自発的転業によるものになつておられますけれども、ぜひ私は、私らのこういう転業に対する真摯な気持をお汲み取り下さいますと、転業に対する具体的な一つ措置をとつていただきたい。安心

してこれで専業できるのだ、こういうふうなことにぜひともお願いしたいと考へておるような次第でございます。御質問の趣旨にそれたかもしませんが、以上お答えいたします。

○高野一夫君 鈴木さんに伺ひたいのであります。これは私新聞で読んだのか、あるいは人からのうわさ話で聞いたのか記憶がはっきりしてないのですが、せっかく転業したいと、旅館に転業したい、その申請をすると、旅館の許可を当局がしる、こういうふうなことを、新聞とか、話に聞いたかしたような記憶があるのですが、そういうふうな事実でもあつたでしょうか、過去において。

○参考人(鈴木明君) 東京にはございませぬけれども、地方にはそういう事実があつたというのを聞いております。旅館に転業したいので、それぞれ旅館としての施設を加へまして、許可願ひをいたしたところ、なかなかその許可がおりないという例がございしました。それからもう一つは、旅館ではありませぬけれども、ある完全な酒場、近ごろ何といひますか、民謡酒場というものが大へん流行しているようですが、この民謡酒場に転業したいというので、りっぱな、りっぱなと言ひましても従来の施設をすっかり改造いたしまして、許可願ひをいたしました。ところが、従来の二階に部屋が四つくらい施設がありまします、しかし、これは業者にとりますと、それをどう改造するといつても使用道がございせんので、それは一切使わない、ほんとうに民謡酒場としてやつていくんだ、こういうことでお願ひしたのでありますけれども、まあ多少そういうものを利用して

悪用するのじゃないか、こういうふうな疑いがあつたかどうか知りませんが、なかなかその許可がおりません。こういう実例は多少ございす。

○高野一夫君 これは旅館業法のことについて伺ひたいのであります。関係した問題だけで伺ひたいのであります。その許可をしようというふうなのは、今の話のようにまだ転業しては、今の特款街における営業を延長して別な形でごまかしてやるのだらうという疑いを持たれるか、それとも、その辺の地域が軒並みに旅館になつても困るというのか、あるいは法律にある構造設備、施設がなお旅館として不適当である、こういうふうなことでしるふつてゐるのかどうか、その点について、一応の例について何かお聞きになつたことはありませぬか。

○参考人(鈴木明君) 大きなうちがありまして、部屋が数十ある、こういうふうなところは、従来の私の方として、その下をカフェーに施設をいたしたり、あるいは料理店施設をして営業をしておつたわけでありまします、そこで業者としては、その大きな施設をすっかり区切つてしまつて、下は下で別に営業して、上は全部仕切つて旅館に営業するといふふうな考へ方のものであつたようでございます。それから全然やめちまつて、旅館になろうといふので旅館施設をした、こういうのもございしますが、そのいずれにしましても、何と言ひますか私の聞いたことでも果してそれが事実であるかどうかはつきりわかりませぬけれども、再びそういう営業をするおそれがあるのじゃないか、あるいはまた、将来の売春法実施ににらみ合せていろいろな考

慮がございすか、なかなか許可がもらえない、こういう事実はあるようでございます。

○高田なほ子君 鈴木さんにお尋ねいたしますが、今料理店をやつておられ、上の方にたくさん部屋があるものがあるというお話ですが、そういういたしますと、今度の旅館業法の改正では、料理店と旅館業の兼業もできることに一応なつてゐるのであります。大体そういうふうな兼業をやつていこうという意思の方が大部分なのでしうか。

それからもう一つは、現在そこに営業してゐられる婦人方、旅館業料理業を営んだ場合に、旅館業の従業員としてそれらの人が残つて働くというふうな、そういうふうな考へで準備を進めておられるものでしうか、その点をお伺ひしたい。

○参考人(鈴木明君) ただいまのようにな二つの仕事をもつて転業しようといふふうな考へ方は持つておりません。また、そういうふうないわば料理、旅館、こういうことをやろうというふうな考へ方でも転業用意をしてゐるというのも聞いておりません。おそらく、それは先ほど申しましたように、所によりますと、数十の部屋を持つておつて、そしてそれがたとえば観光地であるとか、そして旅館が必要だ、こういうところではりっぱな旅館業として転業したいという希望者もございすけれども、一般にはそういうことに振りかへていこうというふうな考へ方は持つておりません。

○高田なほ子君 そういういたしますと、あなたは、カフェー料理組合の連合会長でいられますが、その連合会として

当面している問題は、転業という非常に重大な問題なので、連合会として転業に対するいろいろな申し合せ等がございましたら、御披露いただければ大へんけっこうなのですが……

○参考人(鈴木明君) 私たちの方の業者は昨年の九月に集まりまして完全転業をすることを申し合せをいたしております。そしてその線に沿って、実は先ほどのいろいろありましたように、業者の力にまかせただけでは、なかなか転業というものが円滑にいかんかろうというところは申し上げた通りであります。そこでぜひ政府でも、一般の社会の方でも、この転業にあたたかく考えていただいて御支持願いたい、こういうふうに考えますと同時に、私たちの組合員には、とかく世の中では法律の目をくぐったような先を見通した仕事に転業するというふうに見られておられるけれども、そういうふうな従来のことに引きずられたような行方の方で早く転業しようというふうなことは、全般的なまじめな転業に支障を起しますから、そういうことはやらぬでもらいたい。ただし、現状におきまして即座に廃業できる、あるいは独力で転業できるという力のある人は即刻転業していただきたい、こういうことを指示しております。

○高田なほ子君 その場合に、業者の転業は、そんなふうな基本的な方針をお立てになって着々御準備のようでございますが、当面これに付随して今日までそこにおられた従業婦等の方々に對しては、どういうふうな御方針で臨み、現在どういうような方法で更生方

面などについて御配慮をなされておるのですか、その点を伺いたい。

○参考人(鈴木明君) 現在働いておられます従業婦を、私たちはそのまま連れ転業しようというところはきわめて不可能であります。私が申し上げるまでもなく、あの従業婦のやつておる仕事、その立場というものは御承知の通りであります。さらに、私たちの転業についてござせようとしても、あの人たちの目的に沿い得ないことになりすから、従業婦自身もこれを考えていないことだと思ひます。私たち自身、それを引き連れて転業しようというふうなことは考えておりません。

それから女子の転業でございますが、女子の方も、これは女子組合の連合会がありまして、いろいろ検討しているようでございますが、私たち業者の立場からは、やはり先ほど申しましたように、転業し得る者、廃業し得る者は、今やめて、直ちに更生のできるような者は即座に一つやめていただきたい。そして新しい生活に入ってもらいたいということを一つの道しるべとして望んでおります。従って、そうかして申しまして、われわれの転業が具体化しまして、いよいよとならばやむを得ず、あの女の方々にすべてやめていただくより仕方ない。かつて終戦後やはり公娼廃止の覚書が出ましたときに、こういうことをいたしました。すべて前借を差し引きまして、そしてぜひそれぞれ帰っていただきたいということを申し渡したことがありました。が、あれは終戦後の特殊の事情で、再び現状のようなことになってしまったのであります。が、今度はそういうようなことは考えられませんので、私たち

は転業の際には、この人たちを断わらなければなりません。その断わるることにつきましても、一つ諸先生方に、何分あの従業婦たちは御承知のような気の毒な立場にありますが、心配なく私たちのところをやめて更生の道をたどれますよう御願い申し上げます。

○山下義信君 われわれとしては非常にあなたの方の業者並びに従業婦の人たちがどういうふうな転業していかれるかということについては非常に大きな関心を持っているわけなんです。が、今鈴木さんのお話を承わつておると、現在はその具体的な方法、計画等についても名案がないので迷っている、困っているというふうなお話でありました。案についていろいろお考え中で苦慮されておられるのでありましようが、同時に、先ほど同僚諸君の御質問にお答えになりましたように、資金等につきましても非常に困つておいでになる。そこで何とか政府あたりでもそういう資金のあっせん等について心配してもらいたいというふうな御希望もあつたようでありまして、一体あなたのお組合だけでどうもみますと、営業の変更、今後の進路に必要資金等を含めまして、おおよそどのくらいの転業資金が必要であると考えておいでになりますか。その辺のお見込みはどうですか。

○参考人(鈴木明君) その点で、具体的にその数字を出したいと思ひまして、今各組合員に調査書を渡して調査中でございますが、これは五月の十日ごろになると大体全部が集まる予定でございます。そしてこれにつきまして、

転業資金といひましても、転業する目当ては、私は何々業種に転業するというのがはつきりいたしませんと、その基礎算定がなかなか困難になりますので、一応そういうような業者々々の個々の転業計画と、これに要する所要金額はもちろんであります。さらに、そういう点を考慮いたしまして、全部の業者の固定資産でございまして家屋ですとか、あるいは土地というものを調査して書き出すようにいたしております。これによりまして、中には全部一買上げしてもらいたい。どれに転業してもこの場所では仕方がない。いっせ買上げてもらいたい、こういう意見も多分にございまして、そういう希望も添えて両方の調査をいたしております。それからもうしばらくのうちに、大体所要の数字に近いものは出ることと考えております。

○山下義信君 今ではまだ大体の予想もつきません。総額の金額で。そしてなお、あなたの方の一方のお見通しが立ちましたら、将来政府にどういうふうな交渉をなさるといふお考えでしりょうか。まだちつとも政府筋にはそういう希望を表明せられたことはありませんか。多少申し入れをすでに若干しておいでになりますか。何らかその辺のお運びはどういうふうになっておりますか。伺つておきたい。

○参考人(鈴木明君) 具体的な計数がございまして、私自身が一万数千の業者の基礎、家屋構造、その他いろいろのものがなかなか予想ができませんので、これを予想しますという、相当大きな開きが出るおそれがありますので、今予想と申しましても

なかなか大きな数字で、申し上げかねると思ひます。

それから政府に対して、あるいはそのほかに対しても、転業に対する御質問でございますが、業者が転業したい、必ず転業しますという申し合せのもとに一生懸命転業の方法を考えておりますが、このことにつきましては、二月に田中官房副長官殿初め、各われわれ直接関係ございまして役所の方々にわれわれ業者の代表者が数人会いまして、ただいま私が申し上げましたような実情を申し上げまして、業者がはつきりと転業する、どうあつても転業したいというこの意欲のもとに努力しております。それから、さらに業者だけの力ではどうしても困難な面が多々ありますので、ぜひそういう面について御指導を賜わりたいという御願いは申し上げます。

○藤原道子君 私は鈴木さんのお話で安心したのです。新聞の報ずるところによると、転業しようとする人は一、二割で、あとは何とか法をくぐつてでも仕事を続けようという人が多いというのでございまして、こそつて転業のために努力しているということを伺ひまして、まことにうれしいことだと思ひます。ぜひそうあつてほしいということを期待いたします。

そこで業者のお心がまえはわかりましたけれども、さてそれぞれ働いておいでになる女子従業員に対して、何か更生についての心がまえについて御指導しておいでになる面が御ありになりますしりょうか。さらにまた、従業婦自身が何か更生に備えて努力しておるといふ面がございしたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(鈴木明君) 従業員の方も非常に心配をされて、どう更生をしたらよろしいかというので、皆が非常に苦勞をしてゐるのが事実であります。それをどのように更生して新しい仕事についで、新しい生活の基を立てたらよろしいかということになりますと、これもまた、なかなか困難で、私の見るところでは、こうやっていけばよろしいという大体の目安がつきにくいこと、で非常に困つてゐるだらうと思つております。

そこで今度は業者の方でございますが、業者の方も来年の四月でございますから、これは従業員の方にも私たちの立場と考え方をよく集めて話しまして、ただいまでも磨業をし、そして更生できるものは、あるいは家庭に歸りたいものは即座にお歸りになるがよろしい、どうあつてもこの商売をいま少し続けなければならぬという者は、これもやむを得ないから、その間にはきつめて自費して迷惑をかけないようにしてやりなさい。そこで女子従業員組合というのが私らと別にございまして、こちらの方でいろいろその対策について具体策を練つていろいろお願いもすれば、また、考へてゐるのでございまして、その詳しいことは独自の立場でやつておりますので、現在どのような具体策を転業に對してとつてゐるかはそちらの方でなければ私らはつきりわかりかねます。

○藤原道子君 充春問題については鈴木さんとすいぶん渡り合つたわけでございますけれども、いかなる法律もとにかくできた法律でございまして、新聞等に報ぜられることのないよう

に、ぜひ一日も早く転業のために御努力願ひたいと思ひます。それをつけ加へさせていただきます。

さらに、私は神田先生にお伺ひしたのでございまして。私はお伺ひするのと同じに、お願いをしたいと思ひます。同時に、実は旅館業の問題でございまして、旅館業の方にいろいろお伺ひしなければならぬのですが、私はずつと休んでおりましたので、きょう初めて出席いたしました、様子もわからず今まで黙つていたわけでございます。先生は男性の立場からどうお考えか、ざつとばらんに伺ひたいと思ひます。私も全国を飛び歩くのでございまして、料理屋旅館でなく、普通の旅館にもとより泊るのでございまして、そういう場合、旅館に泊りますと、もうらんちき騒ぎなんですね。騒々しい人ほど旅館に泊るとけたをはずすらしいのです。家庭ではよくババであり、職場においては騒々しい人であるだけ、よい騒々しいのではなからうかしらと思ひます。たまげるときがあるのです。また、そういうサービスをしなれば、よく旅館と言われないうといふような面もあるやに聞いておりますが、男性の方は御旅行なさいましたときに、そういうサービスがなければ旅館へ泊つたような気持ちもなしものでございませうか。(笑聲)もしそうだとすればですね、こうした法律の改正がございまして、これを取り締りますのが、先生も先ほど御指摘のよりに、保健所というものは今先生御指摘のよりに、医師もいない保健所もある。今、日本の政治の面ではこうした保健衛生面の費用が非常に足りないの

です。従ひまして、足りない予算で、足りない人員で、しかもこの大きな使命を負つた監視員が、どれだけの効果を上げ得るかということになると非常に心配なのでございまして。だから、問題は社会全体がそういう気持ちにならなければ効果を上げることができない。明治初年にできた立小使してはならないという法律が今日なお公然とこれがなされておるといふのが日本の文化の程度なのでございまして。だから、旅館へ行つたらけたはずしてもいいんだというやうな不文律の今日の日本の現状では、先ほどの鳩森小学校の校長先生もおっしゃいましたよりに、学校前に一軒も旅館があつてはならない、もつともだと思ひのでございまして。そういう点につきまして、どういふやうにお考えでございませうか。

○参考人(神田道徳君) なかなかむずかしい問題でございまして、ただどうでございませうか、旅館へ行つて羽を伸ばす、これもまあ旅館の恥はかきつ恥といふのでございませうか、そういう古い道徳観なり、時代思想が確かに日本にはございまして。そこでまあ旅館へ行きますと、騒々しい女中相手に酒を飲むくらいならよろしいのですが、つまらないいろいろと羽を伸ばす、これはさういふにさかのぼつていきますと、藤原先生のいつも御主張になっておりますよりに、結婚がやはりうまくいかないといふことに私は考えられるのでございまして、大阪の堺市には憲法結婚式といふのを、このごろやつておりますけれども、今日不信心な者が教会や神前で結婚式をするのは、神聖で一番厳肅なるべき結婚式を冒瀆するものであ

り、また、非常に自己矛盾なことなんでも、やはり近代社会では人権を保護する擁護者は憲法なのだから、憲法二十四条の前で誓ひ合つてやるべきだ。非常に私にはいい実例を拜見して参つたのでございまして、やはりそのよりに家庭生活がうまく参りますれば、野郎が外に出てあまりこりやらないで済むのじやないかと思ひのでございまして、まあ旅に出ましたらば、少しは羽を伸ばしてもさう悪いことはございせんので、さらに、それが進展しまして、いろいろな充春問題にひつかつて参りますと何ですが、それは私はこの教養と申しませうか、良識と申しませうか、その個人の意思に私はお願ひをするよりほかございせんので、それから先ほどから学校の前に旅館があつても何ともないじやないか、つまり百メートル、こういうワクなんが要らないというお話も出ましたが、結局は私はいつ国会の皆さんがほんとうにいい政治をやつていただく以外には何もなし、これは単なる一つの手段でございまして、この法律をいじつたからすぐよくなるのは私は決して思つておりません。要するに、この旅館業の問題にしましても、それからそのほか全般の政治といふものがよくなる限りは、なかなかよくなりませんので、この終戦以来まあ道義が低下したとか何とかがいろいろありませうけれども、確かにこれも教育の力が及ばないところもございませうけれども、やはりこりやう日本の幾ら神武景氣か何か私は知りませうけれども、このざまでは、私は道義の向上も何もなしと思ひのです。しかし、やはり個人々々にやはり教育の力でこの教養なり良識を

高めることは肝心で、今のこりやう見ておりますと、自分だけまっすぐなことをやつても意味がないじやないか。もう片山内閣當時から言われておりますよりに、正直者がばかを見る、まっとうなことをしたつて損だといふ考へ方が皆さんにおありなんで、それはやはりさういふ国家の体制なり、社会の姿といふものを、いびつでない断層のない姿にする。それが私は政治じやないかと思ひ。さういふ政治をして下されば非常にうまく参ると思ひますんで、さういふ政治をしていただきますれば、自然に旅をしましても非常に藤原先生のお目にとまらぬやうな行動ができるのじやないかと思ひのでございまして。

○藤原道子君 いや、旅行をしてね、夜眠れない思ひをしてゐるのはひとり私だけではない。先生方も御体験だろりと思ひます。うるさいと言へば、うるさいなんと言つてはだれだといふやうな声が聞えるのです。女中さんが注意をする。しかも道義が低下したと言つけれども、さういふことをやつておる人は昔の道徳教育を受けた人たちがやつておるのです。こりやうわけでございまして、これは家庭がうまいかかないというだけでなくて、結局まじめにしておいでになつても、酒の度が過ぎるとさういふ結果になるのじやないかと私は思ひます。結局外国のホテルへ泊りまして、ホテルで酒を飲んで人に迷惑をかけるという人は一人もいないのでございまして。こりやういふことを思つて、やはり酒の上だからといって許す日本の社会常識といふものがこれはいけないのじやないか

と思ひます。

そこで先生にお願いがあるといふのは、政治はもとより私たち一生懸命眞実を傾けてやるつもりでございます。しかし、衆参の議員が七百人まるまるとやりますと、九千万の同胞があるわけでございます。これを動かしますのは世論の力でございます。そこで、新聞とラジオが持つ力というものは非常に強いのでございます。私たちも先春問題にいたしましたけれども、何も業者が憎くってやるわけではございません。あの気の毒な女性にぜひ母性として立ち返る。それから家庭を破壊しないように、性病を蔓延しないように、どうか人として歩いていただきたい。業者のお子さんが親の職業を人の前で話すことができない。こういう訴えを聞くたびに、やはり正義についていただきたい。あたたかいきれいな世の中を作りたいというところに、先春問題にしても、旅館業法にしても、私たちはまあ取り組んでおるわけでございますので、どうかそういう意味におきまして御協力をぜひお願いしたいと思ひまして、大へん失礼を申し上げました。

○参考人(神田道徳君) せっかく努力するつもりでございます。まあ私たちも皆さんからだいぶんやつつけられるわけでございます。自肅自戒しまして、もうほんとうに日本を正しい姿、常に前進する態勢に持つていこうと思ひて一生懸命でございますが、まだまだ不勉強の点がございますので、せっかくこれから勉強して一つやるつもりでございます。

○委員長(千葉信吾) 参考人の方々に對する質疑はこの程度にいたしたいと思ひます。

と思ひますが、御異議ございませんか。【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認めます。参考人の方々に長い時間にわたりました、貴重な御意見の御開陳をいただきましたことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございます。本日はこれをもって散会いたします。

午後三時二十九分散会

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案(衆)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 環境衛生同業組合

第一節 通則(第三条・第七條)

第二節 事業及び適正化規程(第八条・第十四條)

第三節 組合員(第十五條・第二十一條)

第四節 設立(第二十二條・第二十七條)

第五節 管理(第二十八條・第四十九條)

第六節 解散及び清算(第五十條・第五十二條)

第三章 環境衛生同業組合連合会(第五十三條・第五十六條)

第四章 料金等の規制措置(第五十七條)

第五章 環境衛生適正化審議会(第五十八條・第五十九條)

第六章 雑則(第六十條・第六十五條)

第七章 罰則(第六十六條・第七十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活にきわめて深い関係のある環境衛生関係の営業について、衛生措置の基準を遵守させ、及び衛生施設の改善向上を図るため、これらの営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合に、料金等の規制その他の経営の安定をたすため、増進に資することを目的とする。

(適用営業及び営業者の定義)

第二条 この法律は、次の各号に掲げる営業につき適用する。

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定により許可を受けて営む同法第二十条に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業

二 理容業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の規定により届出をして理容所を開設することをいう。)

三 美容業(美容師法(昭和三十三年法律第 号)の規定により届出をして美容所を開設することをいう。)

四 興行場法(昭和二十三年法律第二百三十七号)に規定する興行場営業のうち映画、演劇又は演芸に係るもの

五 旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)に規定する旅館業

六 公衆浴場法(昭和二十三年法律第二百三十九号)に規定する浴場業

七 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)に規定するクリーニング業

2 この法律で「営業者」とは、前項各号に掲げる営業を営む者をいう。

第二章 環境衛生同業組合

第一節 通則

(環境衛生同業組合)

第三条 営業者は、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定める業種ごとに、環境衛生同業組合(以下「組合」という。)を組織することができる。

(法人格及び住所)

第四条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(地区)

第六条 組合は、都道府県ごとに一箇とし、その地区は、都道府県の区域による。

(登記)

第七条 組合は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の結了等の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

第二節 事業及び適正化規程

(事業)

第八条 組合は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

一 当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限

二 政令で定める業種につき、前号に規定する事項が存する場合における営業方法の制限

三 政令で定める業種につき、第一号に規定する事項が存する場合における営業施設の配置の基準の設定

四 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導

五 食品等の規格又は基準に関する検査

六 組合員の営業に関する共同施設

七 組合員に対する構造設備又は営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金のあつ旋

八 組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設

九 前各号の事業に附帯する事業

十 組合は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、組合員の共済に関する事業を行うことができる。

(適正化規程の設定及び認可)

第九條 組合は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事業を行おうとするときは、適正化規程(制限の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ。)を定めて厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該適正化規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしなければならない。

一 前条第一項第一号に規定する事態を克服するための必要かつ最少限度の範囲をこえていないものであること。

二 不当に特定の組合員を差別的に取り扱うものであること。

三 利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、適正化規程及び適正化規程に基づいて行う組合員の行為には、適用しない。ただし、第十三条第四項の規定による公示があつた後一箇月を経過した場合(同条第三項の規定による請求に応じ、第十一条第一項の規定による処分があつた場合を除く。)には、この限りでない。

2 第十三条第三項の規定による請求が適正化規程の定の一部について行われたときは、その適正化規程の定めうちその請求に係る部分以外の部分に関しては、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定の適用があるものとする。

(適正化規程の變更命令及び認可の取消)

第十一條 厚生大臣は、適正化規程の内容が第九條第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを變更すべきことを命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、第九條第一項の認可を取り消さなければならない。

(適正化規程の廃止)

第十二條 組合は、適正化規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(公正取引委員会との関係)

第十三條 厚生大臣は、第九條第一項の認可又は第十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 厚生大臣は、第十一条第一項若しくは第二項の規定による認可の取消をしたとき、又は前条の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、適正化規程の内容が第九條第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、厚生大臣に対し、第十一条第一項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

(適正化規程の設定等に関する決議)

第十四條 適正化規程の設定は、総会又は創立総会の、適正化規程の變更又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

第三節 組合員

(資格)

第十五條 組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において当該業種に属する営業を営む者で定款で定めるものとする。

入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

(議決権及び選挙権)

第十七條 組合員は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十三條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の組合員を代理することができる。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第十八條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができる。

(使用料及び手数料)

第十九條 組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(過怠金)

第二十條 組合は、定款の定めるところにより、当該適正化規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

(法定脱退)

第二十一條 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日の一週間前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 適正化規程に違反し、その他組合の目的遂行に反する行為をした組合員

二 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四節 設立

(発起人)

第二十二條 組合を設立するには、その組合員にならうとする二十人以上の者が、発起人になることを要する。

2 組合は、その組合員の総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができる。

(創立総会)

第二十三條 発起人は、定款を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

の場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。
(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第三十六条 理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。
(会計帳簿等の閲覧)

第三十七条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(役員解任)

第三十八条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反

したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第四十一条第二項及び第四十二条の規定は、前項の場合に準用する。
(商法等の準用)

第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴)及び第二百八十四条取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の忠実義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十四条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)の規定を、理事会については、同法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百

五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十条ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

(通常総会の招集)
第四十条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

(臨時総会の招集)
第四十一条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(組合員による総会招集)
第四十二条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、厚生大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行つ者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

(総会招集の手続)
第四十三条 総会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)
第四十四条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)
第四十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
三 経費の賦課及び徴収の方法
四 その他定款で定める事項
(総会の議事)
第四十六条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)
第四十七条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
一 定款の変更

二 適正化規程の設定、変更又は廃止

三 解散
四 組合員の除名
(商法の準用)
第四十八条 総会については、商法第二百三十一条(株主総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(株主総会の延期又は執行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第四十三条」と、商法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第四十七条」と読み替えるものとする。

(総代会)
第四十九条 組合員の総数が五百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、組合員でなければならない。

3 総代の定数は、その選挙又は選任の時における組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人をこえる組合にあつては百人)を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総代には、第二十九条第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十七条第二項ただし書中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは、他の組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙若しくは選任（補欠の総代の選挙及び選任を除く。）をし、又は解散について議決することができない。

第六節 解散及び清算

（解散の事由）

第五十条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 破産

三 定款で定める存立時期の満了
又は解散の事由の発生

四 第六十二条の規定による解散の命令

2 前項第一号の総会の決議は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（清算人）

第五十一条 組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（商法等の準用）

第五十二条 組合の解散及び清算については、商法第六十六条（清算

中の会社の存続）、第二百二十四条（清算人の職務権限）、第二百二十五条（弁済期に至らない債務の弁済）、第二百二十九条第二項及び第三項（清算人の会社代表）、第二百三十一条（残余財産の分配）、第四百一十七条第二項、第四百十八条から第四百二十四条まで（清算人の決定、清算人の職務）、第四百二十六条（清算人の解任）及び第四百二十七条（清算事務の終了）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三（法人の監督）の規定を、組合の清算人について、第三十一条から第三十七條まで、第四十一条第二項及び第四十二条並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害關係人の議決権）、第二百五十四條第三項（取締役と会社との關係）、第二百五十四條ノ二（取締役の忠実義務）、第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで（取締役会の招集）、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に對する訴へ）、第二百七十二條（株主の差止請求權）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは

「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十二条三於テ準用スル同法第三十六條第二項」と、商法第四百一十七條第二項中「前項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十一条」と、商法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第三章 環境衛生同業組合連合会

（環境衛生同業組合連合会）

第五十三条 同一の業種に係る組合に、環境衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）を組織することができる。

2 連合会は、同一の業種については、全国を通じて一箇とする。

3 連合会が成立したときは、当該業種に係る組合は、すべてその会員となる。連合会が成立した後ににおいて成立した当該業種に係る組合についても同様である。

4 連合会の会員たる組合は、当該組合の解散によつて連合会から脱退する。

（事業）

第五十四条 連合会は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

一 適正化基準（適正化規程の基
本となるものをいう。以下同じ。）の設定

二 会員に対する第八條第一項第三号に規定する基準の設定に関する指導

三 会員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導

四 会員に対する第八條第一項第七号に掲げる資金のあつた（あつたに代えて）する資金の借入及びその借入れた資金の会員に對する貸付を含む。）

五 会員たる組合の組合員の營業に關する技能の改善向上又は技能者の養成に關する施設

六 前各号の事業に附帶する事業

2 連合会は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、会員（会員たる組合の組合員を含む。）の共済に關する事業を行うことができる。

（適正化基準の認可）

第五十五条 連合会は、適正化基準の設定について、厚生大臣の認可を受けなければならない。その変更についても同様である。

（準用）

第五十六条 第四條、第五條（第二号を除く。）、第七條、第九條第二項、第十條から第十四條まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條から第二十七條まで、第二十八條（第一項第三号及び第六号を除く。）、第二十九條から第四十六條まで、第四十七條（第四号を除く。）、第四十八條及び第五十條から第五十二条までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第九條第二項中「前項」とあり、第十一條第一項中「同条第一

項」とあり、第十一條第二項及び第十三條第一項中「第九條第一項」とあるのは「第五十五条」と、第十七條第四項中「十人」とあるのは「二」と、第二十二條第一項中「二十人」とあるのは「五」と、同条第二項中「その地区内において当該業種に關する營業を営む者」とあるのは「会員たる資格を有する組合」と読み替へるものとする。

第四章 料金の規制措置

（料金等の制限に関する命令）

第五十七条 第九條の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があつたときは、厚生大臣は、当該組合の地区内において、次の各号の一に該當する事態が存し、かつ、このような事態を放置しては適正な衛生措置の確保にはなほだしい支障を生ずると認めるときに限り、当該適正化規程の内容を參照して、厚生省令をもつて、当該營業について、料金若しくは販売價格又は營業方法の制限を定め、当該營業者のすべてに對し、これに従ふべきことを命ずることができる。

一 当該營業者で当該適正化規程の適用を受けないものの事業活動により、当該營業の健全な經營を阻害していること。

二 当該組合の自主的活動をもつてしては、組合員の營業の健全な經營を確保することができないこと。

2 第十三條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第五章 環境衛生適正化審議

会

(環境衛生適正化審議会)

第五十八条 この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、中央環境衛生適正化審議会を置く。

2 都道府県は、第六十四条第一項の政令で厚生大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されたときは、当該委任に係るこの法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、都道府県環境衛生適正化審議会を置くものとする。

3 厚生大臣は、第九條第一項若しくは第五十五條の認可に關する処分、第十一條第一項(第五十六條において準用する場合を含む。)若しくは前條第一項の規定による命令、第十一條第一項若しくは第二項(これらを第五十六條において準用する場合を含む。)の規定による認可の取消、第六十一條の規定による解任の勧告又は第六十二條の規定による解散の命令をしようとするときは、中央環境衛生適正化審議会に諮問しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が第六十四條第一項の委任に基き前項に掲げる処分をしようとする場合に準用する。

5 厚生大臣又は都道府県知事は、それぞれ、中央環境衛生適正化審議会又は都道府県環境衛生適正化審議会の答申を尊重しなければならない。

6 中央環境衛生適正化審議会は関係各行政機関に、都道府県環境衛生適正化審議会は関係各行政機関及び中央環境衛生適正化審議会

に、この法律の施行に關する事項について建議することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

第五十九條 前條に定めるもののほか、環境衛生適正化審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(報告及び検査)

第六十條 厚生大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、営業者、組合若しくは連合会から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員解任の勧告)

第六十一條 組合又は連合会の役員が、法令の規定、法令の規定に基く処分又は定款に違反したときは、厚生大臣は、組合又は連合会に對し、その役員解任を勧告することができる。

(解散の命令)

第六十二條 組合又は連合会が次の各号の一に該当するときは、厚生大臣は、組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一 第五條各号(第五十六條において準用する場合を含む。)に適合するものでなくなつたこと。

二 第二十二條第二項(第五十六條において準用する場合を含む。)に規定する設立要件を欠くに至つたこと。

三 その業務が法令の規定、法令の規定に基く処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。

(利用者又は消費者の意見の具申)

第六十三條 利用者又は消費者は、何時でも、適正化規程、適正化基準、第五十七條第一項の規定による命令その他この法律の施行に關する事項に關して、厚生大臣、都道府県知事又は環境衛生適正化審議会に對し、意見を述べることができる。

(権限の委任)

第六十四條 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

2 前項の委任に基き都道府県知事が第五十七條第一項の規定による命令をする場合においては、同項中「厚生省令」とあるのは、「規則」と読み替へるものとする。

(実施規定)

第六十五條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十六條 第五十七條第一項の規定による命令に違反した者は、十萬元以下の罰金に処する。

第六十七條 第九條第一項又は第十五條の認可を受けずに適正化規程又は適正化基準を実施した組合又は連合会の理事長は、三万円以下の罰金に処する。

第六十八條 第六十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一萬元以下の罰金に処する。

第六十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六十六條又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の刑を科する。

第七十條 次の場合には、組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一萬元以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合又は連合会が行つたことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第七條第一項(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に基く政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十六條の規定に違反したとき。

四 第二十一條第二項後段の規定又は第三十八條第四項(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第二十三條第六項若しくは第四十八條(これらを第五十六條において準用する場合を含む。)

において準用する商法第二百四十四條、第三十九條若しくは第五十二條(これらを第五十六條において準用する場合を含む。)

において準用する場合を含む。以下同じ。)

第六 第二十九條第五項(第五十六條において準用する場合を含む。)

第七 第三十二條(第五十六條において準用する場合を含む。)

八 第三十五條又は第三十六條(これらを第五十二條において準用する場合を含む。)

九 第三十七條(第五十二條において準用する場合を含む。)

十 第三十九條(第五十六條において準用する場合を含む。)

第三十九條(第五十六條において準用する場合を含む。)

第三十九條(第五十六條において準用する場合を含む。)

条第二項又は第五十二条において準用する同法第四百十九条第一項の規定による調査を妨けたとき。

十一 第四十条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第五十二条において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して組合又は連合会の財産を処分したとき。

十三 第五十二条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五十二条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十五 第五十二条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第三十五号を次のように改める。

三十五 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第 号）の規定に基づき、環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会の設立を認可し、並びに適

正化規程又は適正化基準について、設定及び変更を認可し、変更を命じ、又は認可を取り消し、その他同法の施行に関する事。

第二十九条第一項の表中

「結核予防審議会」

「中央環境衛生適正化審議会」

改める。

（登録税法の一部改正）

8 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「消費生活協同組合連合会」の下に「環境衛生同業組合」を加える。

（法人税法の一部改正）
4 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「（企業組合を除く。）」の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会、環境衛生同業組合連合会」を加える。

（地方税法の一部改正）
5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五

第九條第一項第十六号の次に次の一号を加える。
十六の二 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

厚生大臣の諮問に依りて、結核の予防及び結核患者の医療に關する重要事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に依りて、環境衛生関係営業の運営の適正化に關する事項その他同法の施行に關する重要事項を調査審議し、及び關係各行政機關に對し建議すること。

「中」（企業組合を除く。）の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）
6 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「（企業組合を除く。）」の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

（商工組合中央金庫法の一部改正）
7 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「（企業組合を除く。）」の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

第三條第三項中「（中小企業等協同組合を除く。）」の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

（中小企業信用保険法の一部改正）
8 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

下「環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会」を加える。
第七條第一項中「（又ハ中小企業等協同組合（環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会）を除く。）」の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

直接又は間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用する従業員ノ數ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ」を、中小企業等協同組合（環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会）に改める。

第二十七條第一項中「（中小企業等協同組合の下に、環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会）を加える。

第二十八條第一項第六号中「（其ノ構成員）を環境衛生同業組合若ハ環境衛生同業組合連合会、此等ノ構成員」に改める。

第二十九條第一項第三号中「（中小企業等協同組合の下に、環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会）を加える。

「又ハ其ノ構成員」を「環境衛生同業組合若ハ環境衛生同業組合連合会又ハ此等ノ構成員」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）
8 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会であつて、特定事業を行ふもの又はその構成員が特定事業を行ふ者であるもの

（中小企業振興資金助成法の一部改正）
10 中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第九條の第三項中「（調整組合連合会）の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

（中小企業金融公庫法の一部改正）
9 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会であつて、特定事業を行ふもの又はその構成員が特定事業を行ふ者であるもの

第一條中「（中小企業等協同組合の施設及び、中小企業等協同組合及び環境衛生同業組合の施設並びに、中小企業等協同組合の活動）を、中小企業等協同組合及び環境衛生同業組合の活動に改める。

第三條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 環境衛生同業組合の施設であつて、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第 号）第八條第一項第六号に掲げるものの設置に必要な資金

第四條中「（中小企業等協同組合の下に「若しくは環境衛生同業組合」を加える。

第八條第二号中「（又は第二号）を「から第二号まで」に改める。

（から第二号まで」に改める。